

午前十時 開会

○中村委員長＝それでは、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長＝会議録署名者として、木原奉文委員、土井敏行委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四名を指名させていただきます。

次に、十二月四日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長、会計管理者及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長＝今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算案について申し上げます。

防災ヘリコプター運航管理費について、今年度末に運航委託契約が満了することに伴い、令和八年一月から三月までの運航準備に関する経費と次期運航管理期間である令和八年度から令和十二年度までの債務負担行為の設定をお願いしております。

また、給与改定に伴い、一般職員及び会計年度任用職員の給与費について、総額四千八百三十七万四千円の増額をお願いしております。

そのほか、予算外議案といったしまして、佐賀県波戸岬少年自然の家の管理について、地方自治法第二百四十四条の二第六号の規定に基づく指定議案を一件提出しております。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろ

しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長＝今回の定例県議会に提案いたしました総務部の議案の概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものについて申し上げます。  
高等教育修学支援事業費につきましては、県内私立専門学校における入学金及び授業料の減免を補助する事業でございますけれども、対象となる多子世帯数が当初の見込みを上回ることに伴い、事業費を増額するものです。

利子割市町交付金につきましては、個人県民税の利子割額の一部を市町へ交付するものですが、税収が当初の見込みを上回ることに伴い、交付金を増額するものでございます。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）」につきましては、令和七年十月十四日付人事委員会勧告に鑑み、職員の給与改定等を行うものです。  
「佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴い、許可申請等に係る手数料を新たに規定するものでございます。

「教育委員会委員の任命について」及び「土地利用審査会委員の任命について」につきましては、各委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものであります。

以上、今回提案いたしました総務部の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井田会計管理者＝それでは、令和七年十一月定例県議会に提案しております出納局関係の補正予算案について、その概要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算額は三千八十五万三千円の増額で、これを現計予算と合わせますと八億六千五百八十二万八千円となり、前年度の最終予算額と比較しま

すと前年度対比一四一・三%となつております。

十一月補正予算の主な内容としまして、本庁舎建物管理費においては、徴収対象の範囲等の確認や県の考え方を説明し、NHKと協議した結果、対応するNHK受信料の経費をお願いしております。

以上が今回提案しております出納局関係の予算案の概要であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長＝おはようございます。本議会に上程しております警察関係の予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

給与改定に伴う警察官、一般職員及び会計年度任用職員の給与費四億七千八百八万五千円、運転免許試験場における技能試験車両の購入費二千六百十四万六千円、NHK受信料二百四十一万九千円、総額五億六百六十五万円の増額をお願いしております。

また、令和八年度の交通安全施設の保守委託契約として、九千七百三万六千円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が警察関係の予算議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長＝ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○江口委員＝皆様おはようございます。県民ネットワークの江口善紀でございます。

本日は質疑者が六名ということで大変多うございますから、簡潔に質問を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず一問目、佐賀駐屯地についての質問から入らせていただきます。

佐賀駐屯地では、今年七月からオスプレイの移駐が始まり、八月には全十七

機の移駐も完了いたしております。現在は飛行訓練が積み重ねられております。また、九州各地への夜間飛行訓練も実施されているというふうな状況であります。このように、その運用が本格化する一方で、県民の受け止めは必ずしも單純ではないようを感じられます。

十一月の地元紙による県民世論調査では、佐賀へのオスプレイ配備について、賛成が二七・四%、反対が一八・三%となり、どちらとも言えない、分からぬいが合わせて五三・九%と過半数を占める結果となりました。また、オスプレイの安全性については、不安を感じている方が八〇%に達しております。

この数字は、多くの県民の方が判断に迷い、そして、不安や懸念を抱えたままの現状を注視しているというふうな実態を表しているのではないかと思います。こうした中、県は地域の安心・安全の確保と住民理解の形成という視点で、佐賀駐屯地とオスプレイという新たな要素に正面から向き合っていく必要があると考えております。

そこで、次の点について質問させていただきます。

一点目、環境保全と補償に関する協議会についてであります。  
県有明海漁協や防衛省、佐賀市、そして、佐賀県などが参加をしております  
協議会のこれまでの開催状況等についてまず伺います。

これまでの開催状況はどのようになっているのでしょうか。また、協議会ではどのようなことが話し合われたのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○山崎駐屯地調整室長＝お尋ねがございました本協議会につきましては、平成三十年八月に防衛省と佐賀県との間で確認した合意事項に基づくものでございました。本年四月に設置をし、一回目を四月十七日、第二回をノリ漁期前の十月九日に開催をいたしました。

第一回の協議会では、協議会の設置目的ですか協議事項、構成などのほか、

迅速な連絡体制について確認を行いました。

その後に行われました意見交換では、有明海漁協のほうから、協議会はかねてより漁協が要望していたものであり、駐屯地開設に伴う諸問題について意見や情報を交換できる非常に有意義な場だと感じているとの御意見がございました。

また、九州防衛局からは、オスプレイの移駐に必要な工事は順調に進んでおり、六月末までに完成する予定であると。また、駐屯地に苦情相談窓口を設置する予定であるなどの意見が出されたところでござります。

それから、駐屯地の開設後に開催をいたしました第二回の協議会では、佐賀駐屯地の青山司令も加わりまして、現在の状況などについて意見交換を行いました。

県からは、毎月の水質データを共有していることですか、海水混合施設の運用が十月一日から開始されたことですとか、引き続き府内関係課と連携し、騒音測定や水質確認をしっかりと行っていくことなどを報告いたしました。

また、有明海漁協からは、排水管理については漁協と十分に協議をしながら運用をしていただきたいなどの意見が出されたところでござります。

加えまして、九州防衛局のほうからは、前日の十月八日に発生をしました海水混合施設の不具合による近隣水田への冠水について改めて報告がなされたところでございます。この件につきましては、その場で九州防衛局に対し、緊張感を持つて対応していくことを強く求めたところでござります。

以上でございます。

○江口委員=ありがとうございます。

確認ですが、今の答弁の中で、十月九日に開催をされた協議会、その前日、十月八日の海水混合施設の不具合の報告がなされたということになりますが、

これはたまたま十月八日と十月九日という両日になっていますが、十月九日の

協議会というのはもともとそういう予定だったんでしょうか。それともこの十月八日の事案を受けての開催だつたんでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長=十月九日の第二回は以前から決まっていたところでございまして、たまたまその前日にそういうことが発生したということでござります。

以上でございます。

○江口委員=分かりました。

それでは、この協議会は地域の関係者が一堂に会する大切な会議だと思います。今後の開催予定について伺いますが、今後の開催予定はどうのようになつているのでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長=次回の協議会の開催時期につきましては、ノリ漁期後に関係者間で調整をし、決定することを申し合わせておるところでございます。もちろん緊急時ですか運用上の問題が生じたときには、必要に応じて臨時会を開催することとしております。

引き続き、漁業者の皆さんのが安心して漁業が行えるよう、日頃から関係者間での情報共有や意思疎通を図つてまいります。

以上でございます。

○江口委員=協議会をしっかりと行っていただきたいと思います。

それでは、次の海水混合施設の不具合による水田の冠水についての項に入らせていただきます。

まず、確認ですが、冠水時の状況について伺います。

十月八日に発生した海水混合施設の不具合により、近隣の水田の一部が冠水した事案について、冠水時の状況はどのようなものであったのか。まず、その点について御答弁をお願いします。

○山崎駐屯地調整室長=冠水時の状況につきましては、まず、十月八日の午前

八時頃、平和掘の潮遊池があふれそうになつてゐるということを九州防衛局の職員が監視カメラで確認をいたしました。その後、直ちに九州防衛局から委託業者のほうに対しまして対応の指示が行われまして、実際には委託業者が現地に出向きました、一時貯留池から平和掘への送水を手動で停止を行いまして、

当日の十六時頃には水位が落ち着きましたが、その間、平和掘桶門付近の水田の一部が冠水をしていましたというふうに聞いています。

なお、本事案につきましては、当日中に九州防衛局から県や佐賀市、漁協などの関係機関へ情報提供がなされているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝水田の一部が冠水したということですが、その冠水、あるいは浸水に際して、結果的に被害が何かしら起つたのかどうかについて確認をさせていただきます。

被害の状況についてですが、冠水により、どのような被害が生じたのかその点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝被害の状況につきまして九州防衛局のほうに対しまして確認をしましたところ、現在、個別具体的に被害状況を確認しているところであり、適切に対応してまいりますと。また、本件につきましては適宜情報提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員＝あと、水田の一部が冠水したということですが、ちなみにですけれども、大体面積的にどれぐらいの広さ、エリア、面積が冠水したというふうに把握とかされていらっしゃるんでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝その点につきましても、個別具体的に防衛省のほうが

確認をしている状況ですので、そういうふた数字的なものは持ち合わせていないというところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝この海水混合施設がどういうふうな役割を發揮するのか、また、その必要性についてまだいろいろと議論が残つてゐるところでもございますが、その運用についてやっぱりしっかりと運用されることを大変注目をされていたと思います。特に不具合がないようにというふうな中で、今回起つた案件でございますが、最後の三番、不具合の原因と再発防止策について伺います。

今回の事案についての原因究明と再発防止策はどのようになつてゐるのか、この点はいかがでしょうか。

○山崎駐屯地調整室長＝原因及び再発防止策につきましては、十月三十一日に九州防衛局が公表しております、その情報につきましては県のホームページにも掲載をしているところでございます。

まず、不具合の原因としましては、九州防衛局からは海水混合施設の内水送水設備に何らかの不具合が発生したと、加えて監視体制が不十分であったとの説明を受けておるところでございます。

また、再発防止に向けては、水位計で異常値が計測された場合は内水送水設備のポンプを自動で緊急停止する機能を追加、また、監視カメラ等で異常を確認した場合は一時貯留池から水路への送水を遠隔で停止できる機能を追加、さらに監視体制の見直しを行い、速やかに対応できる監視体制の強化を図つたということでおございました。

なお、九州防衛局に対しましては、公表前に事前の説明を受けた際にも、改めて今後このようなことがないよう緊張感を持ってしつかり対応していただきたい旨を要請したところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝再度確認ですが、今回の浸水に当たっては、海水なのか、あるいは真水なのか、その点についても県民の方においては少し認識にばらつきがあると思うんですが、今回の冠水した水に関しての性質は、改めて確認しますが、どのようなものだつたんでしょうか。

とか、川副町の海童神社での浮立奉納のお祭りですとか、川副中学校の学校行事やバルーンフェスタなどに参加をされたと聞いています。今後も、隊員の皆さんのが自発的に地域に溶け込もうとする機会がさらに広がっていくことを期待しております。

○山崎駐屯地調整室長＝その部分についても防衛省のほうでしっかりと確認をやつてくれということでお願いしているところではございますが、今聞いてい

る設備の中では海水はどちら側に入ってこない形でされていますので海水ではないだらうとは思っていますけど、そこも含めてきちんと確認をやってくれということでお願いしているといふでござります。

○江口委員＝分かりました。しつかりとした原因の確認と再発防止への取組を調整室のほうでも連携を取つて注視をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

佐賀駐屯地は、地域との相互理解の向上を目指して、地元のお祭りや清掃活動などにも参加されていると承知をしております。具体的にどのような活動に参加をされているのか、どのように把握されているのか、その点について御答弁をお願いいたします。

以上で、アラヤコム。

○山崎駐屯地調整室長「地域との相互理解の点につきましては、九月七日の開設式典の際に、青山司令が「佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地となる」との決意を述べられたところでございますが、佐賀駐屯地の隊員の皆さんには、駐屯地開設以降、積極的に地域の活動に参加をされていると承知しているところで

とにかく事故のないよう、そして駐屯地が開設されるまでに至った経緯を防衛省、また佐賀駐屯地の皆さんにもしつかりと認識をしていただいて、駐屯

地と地元地域がうまくいくように願っております。

調整室のおかれましても、ぜひともしっかりと連携、情報交換をしながら、その調整に当たつていただきことをお願いし、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

では次に、NHK受信料についての項の質問に入らさせていただきます。

全国の自治体におきましては、テレビやテレビ受信機能付カーナビなどでNHK放送受信契約を締結していなかつたことが報道されております。

こうした中、佐賀県でも全庁的な調査が行われ、その結果、同様の事案が判明したため、本議会に二千九百四十万三千円のNHK受信料が補正予算案として提出をされております。

県はNHKと協議を重ね、受信料制度の見直しに関する申し入れもされたと伺っております。全国では、岐阜県知事がNHKと協議を行つたと報道されており、受信料制度の在り方が問われ始めていると感じております。県民からすると、なぜこのタイミングでまとまつた金額が必要になつたのか、制度として分かりにくい点があるのでないかななど、疑問を持たれているところもあるのではないかというふうに思つております。

そこで、るる質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目、今回の補正予算が提出された経緯について、まず基本的なところを伺わせていただきます。

今回のNHK受信料に関する補正予算はどのような経緯で提出されるに至つたのか、この点についてお願ひします。

○金丸総務部副部長＝経緯を説明させていただきます。

まず、今年、他の自治体におきましてNHK受信料に関する報道がありました。それを受けまして全庁調査を行つたところです。

その結果を受けまして、NHKと協議を重ねてまいりました。協議の中では、

県は徴収対象がそもそも明確でないということで、きちんとした事前説明がなかつたという点を指摘いたしました。その上で公用車のカーナビは、業務上、移動支援として目的地確認のために設置したものだったので、テレビ視聴を目的としたものではないことから、受信契約の対象外ではないかという主張をしてNHKと議論を行つてまいりました。

NHKからは、例えば、見る見ないという設置者の主觀にかかわらず、受信できる設備を設置していれば、契約の締結義務が発生すること、またカーナビについては自動車ごとに契約が必要であることなどの説明がございました。この説明の内容ですけど、徴収対象はそもそも明確ではなく、事業者に対するきちんとした事前説明がないなど、いかがなものかという点がございますのは事実でございますけれども、徴収ルールは徴収ルールでございますので支払うことといたしましたが、現行の受信制度には見直す点がありますので、予算を提出する前に、例えば、放送受信料の徴収対象を明確にすること、放送受信料の徴収についてあらかじめ事業者に対して明確な説明を行い、事業者から理解を得ておくこと、さらには視聴を目的としない機器は放送受信契約の対象外となるよう制度の見直しを行うこと、この三点について厳格かつ速やかに対応する申し入れを行つたところでございます。

以上です。

○江口委員＝詳しい経緯の説明ありがとうございます。

それでは、都道府県の状況について伺います。

本事案に関する他の都道府県の状況はどのようになつてているのか、確認のため、その点お願ひいたします。

○金丸総務部副部長＝全都道府県に確認しましたところ、約三十の都県で同様の事案があつたということが確認されています。

これらの都県に同様の事案についての対応について確認をいたしました結果、

既に支払い済み、または今後支払うというところがほとんどございました。

以上です。

○江口委員＝報道によりますと、結構他県でも、愛知県で公用車二百二十六台で約二千七十二万円とか、三重県でも千四百三十五万円とか、いろいろと県によつてもあると思います。

では、事業所のNHK受信料について伺いますけれども、今御答弁があつたように、制度自体が分かりづらいという声もあるんですが、この事業所のNHK受信料は何が対象で、どのような場合に必要となるのか、その点もう一度お願ひいたします。

○金丸総務部副部長＝官公庁や民間の会社などの事業所におきましては、テレビやカーナビなどテレビ放送を受信できる設備につきましては、設置場所ごとに受信契約が必要とされています。

この設置場所ごとというのは、テレビについては、設置してある部屋ごと、カーナビについては自動車一台ごととなつております。

以上でございます。

○江口委員＝それでは、追加でテレビなどの受信契約について伺います。

これまで県は、県が所有するテレビなどの受信契約についてはどうのに対応してきたのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝毎年十一月頃、今年も先月来ましたけれども、NHKから次年度の受信契約に係る書類が送付されてございます。それに確認票というものが送付されますので、例えば、本庁の場合は、新館、旧館、議会棟、この三棟の台数を取りまとめてNHKに提出することで契約を締結するという手続きを取っております。

なお、年度途中に台数の変更がございましたら、その都度、NHKに連絡をいたしまして、契約の内容を変更しているところでございます。

以上です。

○江口委員＝そうすると、そういう経緯を踏まえて、今回、補正予算が提出されたわけですねけれども、今回の補正予算額の内訳について、金額の確認をさせていただきたいと思いますが、今回の補正予算額について、知事部局と、そして警察本部、教育委員会、それぞれの内訳はどのようになつてるのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝まず、全体の補正予算額は委員から御質問の中で触れられたとおり、約二千九百万円でございまして、受信設備につきましては、カーナビが百八十五台、テレビが四十六台となつております。

内訳ですねけれども、知事部局等は補正予算額約千七百万円で、カーナビが百三十三台、テレビが三十七台、警察本部は約二百万円で、カーナビ八台、テレビが七台、教育委員会は約一千万円で、カーナビが四十四台、テレビが一台となつております。

以上でございます。

○江口委員＝今、補正予算額の算出について伺いましたけれども、その前に、これまでの受信契約についてということを（四）で伺つたんですけれども、これまで所有するテレビなどの受信契約、先ほど御答弁いただきましたけれども、それに関しては大体何台ぐらいで、そして年額幾らぐらいの受信料を今まで毎年払つていたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝令和七年度の実績で申し上げますと、約六百五十台が対象となつておりまして、五百二十万円程度になつております。

以上です。

○江口委員＝そうすると、通常ですと、大体毎年、NHKのほうに報告をして契約を結んでいたのが六百五十台で、約五百二十万円ということで間違いないですね。分かりました。

そうすると、今回、補正予算は約二千九百万円で計上されているわけですけれども、私、このニュース、あるいは議案を見たときに、二千九百四十万三千円というものが、ある意味、えつ、こんなにかかるのと。これから毎年これぐらいいの金額がかかるのかというのは、非常にちょっと驚いた経緯がございまして、それで改めてちょっと中身をずっと確認させていただいたという部分もありますけれども、通常であれば大体年額五百二十万円で、今回は振り返つても含めての二千九百万円の補正予算の計上というふうに理解をいたしております。

では、今回の事案を受けまして、今、視聴目的でない機器の受信機能の無効化ということが説明になりました。視聴を目的としていないカーナビについては受信機能の無効化を実施済みということですが、具体的にどのような対応をしたのでしょうか。

○金丸総務部副部長＝受信料を支払うこととした後で、ほとんど業者に依頼をいたしまして、テレビアンテナや、あと配線の撤去を行いまして、テレビ放送を受信できないような無効化を実施いたしました。

なお、無効化を実施したカーナビの台数ですけれども、先ほどの百八十五台のうち百七十六台となつております。

以上でございます。

○江口委員＝業者に依頼してということは、やはりそこにまた経費もかかったのではないかと思うんですけれども、（八）のほうに移りますが、では今後、新たにカーナビ搭載の公用車を調達する際の対応について伺います。

今後、県でも新たにカーナビ搭載の公用車を調達する場合もあると思います。そういう場合は、テレビの受信機能についてはどのように対応する方針なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝例えば、カーナビで申し上げますと、今後、公用車を調達する場合には、業務で必要な場合を除き、テレビ受信機能がついていない

カーナビを選択しよろと思つております。必要ない場合は、調達仕様書に、条件としてテレビ受信機能なしというのを明記したいというふうに考えております。この取り扱いにつきましては、十一月二十五日に全庁に通知をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝テレビが本当にカーナビや、あるいは今スマホでもいろんな形で視聴できるような時代になつてきて、昭和の時代の一家に一台テレビがあつて、受信契約をするという時代と今、全然状況が変わつてきております。家に今、学生さんとか一人暮らしでも、家にテレビがなくても、スマホでテレビが見れる環境にあれば、機能があれば、そこでも受信料が発生するとかいうニュースを見聞きしたこともあります。しかしながら、本当にどこまで適用されるのか、ＮＨＫから請求をされるのかというのは、個人個人の立場でも非常に分かりづらいところがあると思うんですね。そういうふうな現行の受信料制度については課題があると思います。

今回の調査で感じられたのは、本当に受信料制度上の問題もいろいろあるのではないかということを非常に感じております。県として現行の受信料制度についてどのような課題を認識しているのか、その点についていかがでしょうか。

○金丸総務部副部長＝現行の受信料制度におきまして、大きく二つの課題があると認識しております。

一つは、公用車のカーナビなどのテレビ視聴を目的としていない機器でも、受信設備がついていれば受信料を支払わなければならないということ。例えば、チューナー付きテレビをモニターでしか使っていないとしても、受信契約は必要だということになります。

もう一つが、事業所については、受信料の支払い対象になるかどうかが非常

にここは分かりづらいというものがござります。例えば、テレビが見れる携帯電話——先ほど御紹介ありましたけれども——につきましては、所有者が在籍している執務室に、例えば、受信契約済みのテレビがございましたら、その携帯電話の受信契約は必要ないというようなこと。こうした受信料を負担する側にとつて分かりづらく見直すべき点があると認識をしております。

○江口委員＝本当に受信料制度についてはいろいろな課題、あるいはネット上でもいろんな意見が飛び交っている状況だと思います。しかしながら、制度としてありますので、行政でも配置をしているテレビ受信機に関しては、やはりちゃんとした契約をした上で、NHKとしっかりと支払い、そして対応しなければいけないと思います。

さりとて、やはりこの受信料制度についてはいろんな課題があるというふうな認識だと思いますが、先ほど述べられましたNHKへの申し入れについて伺います。

○江口委員＝本当に受信料制度についていろいろな課題があるというふうな認識だと思います。その趣旨及び内容についてどのようなものだったのか、その点についてお願いします。

○内田財政課長＝十一月補正予算の査定におきまして、本予算の内容、金額を精査いたしました。その中におきまして、県財政を預かる総務部といたしましても、この放送受信料の徴収対象につきましてはやはり見直すべき点があるというふうに考えたところでございます。

このため、放送受信料の徴収対象を明確にすること。放送受信料の徴収については、あらかじめ事業者に対して明確な説明を行い、事業者からの理解を得ておくこと。視聴を目的としない機器は放送受信契約の対象外となるよう制度の見直しを行うこと。以上三点につきまして、十一月補正予算案の提案に先立

ちまして、文書で十一月十日付でござりますけれども、NHKに対して改めて申し入れを行つたところでございます。

○江口委員＝では、最後の問い合わせに入らせていただきます。

国やNHKへの受信料制度見直しに関する提案について、最後に制度の在り方そのものについて伺いますが、県として全国知事会などを通じて、国やNHKに対して、この受信料制度の改善に関する提案を行う考えはあるのか、最後に県の考え方伺いたいと思います。

○金丸総務部副部長＝改めましてですけれども、佐賀県は今の現行ルールにおいて受信料制度を見直すべき点がありましたことから、先ほど財政課長が申し上げたとおり、三点既に申し入れを行つてあるところでございます。申し入れを行つておりますので、まずはNHK自身が速やかに県の申し入れ事項等を踏まえて対応すべきものだと考えております。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。各都道府県、同じような課題や認識があると思いますが、他県に、あるいは先ほど申し上げたような全国知事会でも議題に上がりつつあるということでございますので、他の都道府県とぜひ連携を取つて、NHKとすつきりした形で今後受信契約と支払いというのを行つていただければと思います。また、市や町に関しても同様の事案が今現在進行中だと思いますので、県におかれましては、十市十町、佐賀県内自治体とも連携を取つて、気持ちよく、そしてNHKが視聴できるような環境になるように努めていただければと思って、私の質問を終わらせていただきます。

○木村委員＝公明党の木村でございます。所管事項につきまして、大きく二項目質問させていただきます。

問い合わせの一です。デジタルツールを用いた業務効率化についてお尋ねをいたし

ます。

本委員会におきましては、十月に隣県視察を行いまして、その際、福岡市の法人向け生成AIプラットフォームの開発と販売を行つておられます株式会社Q T n e tを訪問し、最新のAIの状況や福岡市役所の業務において同社のシステムの実証実験が行われた結果、平均して業務時間の三三%以上が削減され、なおかつ、業務成果品質においても約三六%向上したという説明を受けました。そして、こうした導入効果が評価され、福岡県庁においても導入に至つてはいるという御説明でありましたが、このようなデジタル技術というものは、日々この瞬間も進化をしており、茨城県におきましては、生成AIのさらにその先の技術でありますAIエージェントを用いた実証実験が本年九月から開始されているそうであります。

生成AIが人間の指示に基づいたテキストや画像を瞬時に表示する一方で、AIエージェントは自ら次の行動を判断して、複数の課題を連続して実行するものでありますて、さらなる業務効率化と住民サービスの高度化につなげたいとの趣旨で現在行つてはいることがあります。これ以外にも、RPAとかノーコードツールなど、自治体業務の効率化に資する多様なツールがありますて、私は本県におきましても、こうした技術を積極的に活用していくことが大変有効だと考えております。

今後、人口減少が加速いたしまして、行政運営に必要な人や財源などの資源が今まで以上に限られてくることが予想される中、多様化する県民ニーズに応え、行政サービスを持続的に提供していくためにも、府内業務の効率化を図つていくことが大変重要なテーマだと考えております。

そこで、本県の取組についてでありますと、自治体業務といつても、いわゆる書かない窓口に代表されるような住民に身近なフロンティヤードではなく、今回、それ以外の自治体内部の事務処理プロセスでありますバックヤードの部分に絞ってお聞きしたいと思つております。

そこで、最初の質問ですが、まず、本県の行政デジタル化の取組方針についてです。どのようになつてはいるのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝行政デジタル化の方針についてお答えいたします。

佐賀県では「佐賀県行財政運営計画二〇二三」を定めておりまして、その中で、限られた経営資源の中でより水準の高い行政サービスを提供していくために、効率的かつ効果的な行政運営に取り組むことを基本的な考え方の一つとして掲げております。

それを実現するための方策の一つとして、行政デジタル化の推進に取り組むということにしております。

具体的な取組項目として大きく二つございました、利便性の高い行政サービスの推進――先ほど委員おつしやいましたフロンティヤードのほうです――と府内業務の効率化の推進、これがバッカヤードのほうですね、この二つに取り組むということにしております。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございます。行財政運営計画の中で政策の柱として掲げているということで、大きく二項目ですね、そのような方針の下でデジタル化を進めてはいるという御答弁であつたかと思います。

重なりますけれども、今回、府内業務の効率化、バッカヤードの部分に絞つてお尋ねしていきたいと思いますが、視察先の説明の際には、三十名で五日以上かかるつておりました行政業務を、生成AIで使つたところ、五秒で完了できたというある自治体の例を御紹介いただきました。たしか保育所の入所選考のお話だったかと思いますが、兄弟同時入所とか転園の希望など、ニーズと公平性を考えながら、慎重な作業が求められるものでありますて、職員の精神的負

荷の高い作業を瞬時に終えることができたという御説明であつたと記憶をしています。

佐賀県庁におきましても、業務の効率化を図るためにどのようなツールを使つて、どのように効率化を図つてきているのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝府内業務の効率化の具体的な取組として幾つか行つております。

業務効率化に向けた環境をまず整備する必要がござりますので、そのためのデジタルツールを導入しております。

導入ツールの例としましては、プログラミングの知識がなくとも簡単な業務アプリを作成できるノーコードツールの導入、そして、先ほど委員おっしゃいました文章を自動で生成し、幅広い分野での活用が期待される生成AIの導入、それと、定型業務を自動化するRPAなどのツールを導入し、職員がいつでも使える状態にしております。

次に、導入したツールを活用できる人材を育成することもまた重要でございます。そして、ツールの操作研修や相談対応を行いまして、職員個人の能力を向上させるとともに、府内各課から業務効率化に関する相談を隨時受け付けておりまして、デジタルの力で解決するための伴走支援のほうもあわせて行つているところでございます。

またこのほか、職員の働き方改革に向けた環境整備としまして、職員用パソコンのモバイル化、これを行いました。そして、府内ネットワークの無線化、こういったものにも取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝たくさんの取組状況について、使用状況について御答弁をいただきました。ノーコード、そして生成AI、RPA、そういったものをまずそろえて、そして使いこなす人材を育て上げ、また相談にも乗つていくということ

がありました。

改めて私も、行財政運営計画の工程表を確認させていただいておりますけれども、この中で、先ほど相談対応ということで御紹介がありました。確かにデジタルパートナーというところで、そういうふた名前で対応する部署もあるとうふうに認識しているところであります。

要は、こうした様々な取組を行つていただいている中にございますけれども、成果と課題についてでございます。

それぞれどのような結果になつてていると認識されているのかお伺いしたいと思います。

○土井行政デジタル推進課長＝デジタルツールの導入とそのツールの活用支援を行うことで、実際に業務効率化の事例が出てきております。例えば、昨年行われました「SAGA 2024」国スポ・全障スポでは、各所属から現場に動員される職員が多数いました。その職員の出退勤管理をする必要がありましたけれども、これをノーコードツールを活用して簡単なシステムを構築しました。そのことによりまして、出退勤管理に係る事務作業の時間が約百時間ほど削減されたという報告があつております。

また、生成AIを使った例としましては、文章の要約、また、文章のたたき台の作成や、その添削、あと外国語の翻訳作業など、日々の事務作業に活用されておりまして、文書作成や資料作成の時間短縮、こういったものが図られていると考えております。

さらには、定型業務を自動化するRPAでは、通勤手当の認定時に最短通勤距離を確認する作業が必要になつてきますが、こういったものを自動化したりしております。そういうふた府内各課で業務効率化に向けた取組が進んでいると

こうした取組で生まれました時間短縮効果を単純に積み上げて試算しますと、

令和六年度は約六千時間の作業時間の短縮に相当しているというふうに考えております。

そのほか、職員用パソコンのモバイル化によりまして、職員の働き方も大きく変わってきたと考えております。例えば、出張時にパソコンを持参することとで移動時間などを有効に活用できますし、また、自宅にパソコンを持っていない職員もテレワークができました。それと、打ち合わせや会議におきましても、ノートパソコンを持参することでペーパーレスができると、そういったシーンが増えているということです。そういう成果が上がっているところでございます。

あと、課題としましては、デジタルツールを活用している職員もいれば、活用に至っていない職員もまだいるというふうに認識しております、そのツールの活用が十分に浸透していないことが課題だと認識しております。

以上でございます。  
○木村委員＝デジタルツールの活用によって、使用する方も増えることで生み出された時間があるという御答弁があつたかと思います。本委員会もそうですけれども、今おられる職員の皆様で、私たちの議会答弁はバックヤードとは言いませんけれども、実際活用なさっている方がおられるのかなというのを少し片隅に置きながらお聞きしていましたが、様々なペーパーレス効果とか価値的な時間を生み出せる効果がある一方で、最後に御答弁いただきましたように、やはり何らかの抵抗感とか課題を感じて使用に至っていない方もおられるということが課題だということでありました。

もしかするとその背景にありますところが、セキュリティなどのリスクの問題、こういったところに懸念を感じておられる方もおられるんではないかと思います。効率化にかなり効果を感じながらも、昨今、アサヒホールディングスとかアスクルにおけるランサムウェアによるサイバー攻撃によりましてシステ

ム障害が発生しております。少し復旧したという報道もあつておりますが、商品の受発注、また、出荷など、長期間使えなくなってしまったケースも発生しております、便利なものが突然使えなくなることのダメージの大きさや機密情報の流出の問題など、被害が瞬時に広がっていくリスクについても心配をされるところではあります。今や自然災害と一緒にあります、発生を完全に防ぐというよりも、起きることを前提とした備えが必要なフェーズに入つてきているとの認識を持っています。

そこで、本県といたしまして、情報セキュリティ対策にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝県では、行政デジタル化を推進するとともに、安全性も図る必要があるため、佐賀県情報セキュリティポリシーといったものを定めております。

その中で技術的対策と人的対策の両面からセキュリティ対策を講じているところでございます。

まず、その技術的対策につきましては、セキュリティに関する内容であるため具体的な手法についてはこの場でお答えできませんが、外部からの不正な侵入を防ぐ対策、例えば、ランサムウェアによるデータの暗号化や破壊などの被害、そういうものを想定し、万が一被害を受けた場合でも、早期復旧、業務継続が可能となるような対策を講じていただけるところでございます。

それともう一つの対策としまして、人的対策がございます。

人的対策としては、不審なメールが到達した際に添付ファイルやURLリンクを不用意に開かないよう、標的型攻撃メール訓練、これを毎年実施しております。セキュリティ意識向上を目的に、全職員を対象とした情報セキュリティ研修、これも毎年実施をしております。そういうふた様々なセキュリティ対策を講じてあるということです。

以上でござります。

○木村委員＝被害を最小限にするための対策と万が一被害が出た場合のバックアップ体制、そして、先ほどのメールの訓練は多分抜き打ちだと思うんですけども、こうした訓練を可能にしているということでございました。

では、最後の質問になりますが、この項については、次の点です。先ほど課題のところでも一度挙げていただきましたが、デジタルツールを使用する意識を持った職員の方を増やしていくこと、そして、日に日に巧妙化してまいりますこのサイバー攻撃への対応なども念頭に置きながら、今後、デジタルツールを使った業務の効率化にどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

○土井行政デジタル推進課長＝デジタル技術は日々進化しておりますから、最新のデジタルツールやサービスの動向を常に重視し、業務効率化に資する有用な手段があれば導入を検討していくと考えております。

また、課題として申し上げましたとおり、ツールの活用が十分に浸透していないことから、ツールの活用をさらに広げるために、研修の充実や業務効率化の伴走支援、こういったものを継続して取り組んでいきます。

あわせて、情報セキュリティ対策としまして、最新のセキュリティーケースに関する情報収集、これを行いまして、状況に応じて適切かつ必要な対策を講じてまいります。

これらの取組を通じまして、業務効率化と情報セキュリティー、この両立を図りながら、県庁組織全体のパフォーマンス向上を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございました。本当に常に最新の情報をチェックしながら対応を重ねていくということで、大変な労を伴う業務かと思しますけれど

も、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

国のほうでは、いわゆるAI新法に基づきます基本計画というものを年内に策定をするとということで、先日、地元紙でも報道があつておりましたが、国民の生成AIの利用率につきまして、昨年度、国の統計では二五%と、何をもつて二五%かはちょっとはかりかねますけども、これをまず五割まで持っていくと。そして、将来的には八割まで引き上げていくとの目標が示されておりまして、高市総理としても、こうした分野に重点投資をして、海外に大きく後れを取つておりますので、巻き返しを図つていただきたいということであります。

この計画の中で、政府とか地方自治体がその旗振り役となつて積極活用していくという方針も示されているところではございますが、先ほど来よりありますとおり、セキュリティ対策をしっかりと講じていただきまして、業務効率化によって県民サービスのさらなる質の向上に今後も取り組んでいただくことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

大きな項目の二点目は、警察官の採用と勤務環境の改善についてでございます。

昨夜の青森県での大規模な地震、こうしたところでも警察官の方が深夜対応をしておられました。まず、被害に遭われた方の早期復旧を心より祈念するところでございますが、警察官の業務というものは、刑法犯への対応、交通安全対策など、多岐にわたるものであります。そして直近では、東日本を中心とした地域におきまして、ライフル銃によります熊の緊急銃弾、そうした運用も始まつてくるなど、治安維持だけではなくて、これまで想定されなかつた業務、そして、より巧妙化、複雑化する犯罪への対応など、大変な激務ではないかと認識をいたしております。

佐賀県内に目を転じますと、一般質問でも取り上げられましたが、特殊詐欺被害額は一日に換算すると六百六十万円と、こうした深刻な被害額も答弁され

ております。県警察に対する効果的な取り締まりが期待をされているところでもあります。

しかしながら、近年、少子化の影響を受けまして、本県警察官採用試験の応募者数が減少傾向にあると伺つております。そのような中で、先般の科学捜査研究所のDNA型鑑定不正問題が発覚をし、大変危惧をいたしているところであります。

一般質問でも言及させていただきましたが、今回の事案が佐賀県警察本部の警察官採用試験応募者数に影響を及ぼし、さらに減少していくのではないかと大変危惧をいたしております。

県警察に対する信頼回復の取組は大前提ではございますが、こうした厳しい情勢の中でも応募者を増やしていくために、福利厚生をはじめとした警察官の勤務環境を改善し、若者にとって魅力ある職場であり続けるような取組を行つていくことも必要だと思つております。また、せっかく採用された警察官の方が長く勤務していただけるような、そうした職場環境を少しでも構築していく努力も必要ではないかと思つております。

そこで、最初の質問でございますが、まず、警察官の配置数についてです。

現在千七百十七名の警察官の方がおられると伺つておりますが、こうした定数というものはどのような基準に基づいて決まっているのか。また、定数に対する充足率についても併せてお尋ねをいたします。

○尾形警務課長＝警察官の適正配置数の基準についてお答えいたします。

佐賀県職員定数条例に基づく佐賀県警察官の定数は千七百十七人であり、階級別の定員は、警視八十人、警部百六十二人、警部補及び巡査部長九百五十七人、巡査五百十八人であります。

令和七年四月一日時点では千七百十二人を配置しており、充足率は九九・七%であります。

警察官の配置については、管内の人口、面積や犯罪、交通事故の発生状況等に加え、サイバー空間の安全確保、匿名流動型犯罪グループ対策等といった新たな治安課題や社会情勢の変化等に柔軟かつ的確に対応できるよう、その都度、個別具体的に検討した上で決定しております。このため、警察官の配置に関する明確な基準は設けておりません。

県警察としては、引き続き佐賀県の安全と安心を確保するため、組織力が最大限發揮される人事配置を図つてまいります。

以上でございます。

○木村委員＝ありがとうございます。条例で定められた数の根拠についてお尋ねいたしましたが、明確な基準というよりも、様々な情勢を踏まえて警察力が最大限發揮される数ということで認識をさせていただきました。その基準に基準というか、定数に基づいた充足率もほぼ一〇〇%に近いという認識をさせていただきました。

では、採用試験についてでございます。

直近五年間の採用試験の応募者数や、その採用倍率について、どのような推移をたどつてきているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝近年の採用試験情勢についてお答えします。

過去五年間の採用試験の応募者数は、令和二年度から令和六年度にかけて、令和二年度が六百十五人、令和三年度が六百四十五人、令和四年度が五百八十八人、令和五年度が五百四十二人、令和六年度が三百九十三人と減少し、採用倍率についても、令和二年度が五・九倍、令和三年度が五・五倍、令和四年度が四・二倍、令和五年度が三・七倍、令和六年度は、同じく三・七倍と低下し

ている状況にあります。

以上であります。

○木村委員＝令和五年度から令和六年度がちょっと急激に減少しているという事でも、さらに危惧を抱いたところでございます。倍率も当然ながら下がっておりますけれども、先ほど言及した不祥事の問題、令和六年度までの報告でしたので、これから影響というものはまだ分かりませんけれども、全体的な減少傾向というところを再認識させていただきました。

こうした傾向というものは佐賀県だけではないということも伺っておりますが、警察庁のデータをひもときますと、二〇一〇年に十三万人を超えていた受験者数が昨年、二〇一四年は四万三千人ということで、約三分の一まで減少してきています。定員割れの警察本部こそないものの、団塊ジュニア世代が引退を迎える二〇四〇年頃は退職者が年間八千人規模と予想されておりまして、警察力といいますか、組織力の低下が大変心配をされている状況であります。

そこで、各地の警察本部におかれましては、こうした採用難を克服するために様々な取組を行つていています。イメージとして職場が厳しそうだというところから一の足を踏む若者も多くなつてきてのことから、徳島県警におきましては、採用案内のパンフレット作りに工夫を凝らしまして、それまでのかっこいいとか強いイメージから一新をし、ファンション誌のような表紙に変更するなど、明るい色合いで親しみやすさをアピールするところも出てきています。こうした、幅広い層に関心を持つてもらうことを目的に取り組んでいるところも出始めていますが、本県警察本部におきましては、どのような採用パンフレットを採用されているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝採用パンフレットについてお答えします。

採用パンフレットについては、SNS全盛と言われる現状においても、警察の業務や警察官に採用されてからの生活のルーチンなどを簡潔にイメージして

もらい、警察官という職業に興味を持つてもらうためのツールとして非常に重要なと認識しています。

こうしたことから当県警察の採用パンフレットは、他県警察のパンフレットを参考にしつつ、当県警察の魅力をしっかりと伝え、多くの優秀な受験者に佐賀県警察に関心を持つてもらえるようアットホームなデザインのものとしております。

警察学校に入校中の採用一年目の警察官に感想を尋ねたところ、佐賀県警察の温かみが感じられるといった声が寄せられており、好評を得ているものと認識しております。

引き続き、受験者の確保に資するよう、他県の警察や民間の採用パンフレットも参考にしつつ、採用された若手職員などの意見を取り入れ、創意工夫を凝らしたパンフレット等の採用ツールの充実に努めてまいりたいと思つております。

以上でございます。

○木村委員＝募集パンフレット、SNS全盛の時代ですけれども、紙を重視して取組を行つているということでおざいました。

私は、どうしても世代的に警察官のイメージというものを小さい頃から見ていたドラマに影響されがちで、世代的には西部警察とか、そういうイメージを持つて、強いとかかっこいいとかイメージを持つてしまつていてるんですが、佐賀県らしさ、アットホームな雰囲気でアピールしているということでおざいました。

次の質問になりますが、茨城県におきましては、仕事をしながら試験対策を行なうことが難しい社会人のために、従来の教養試験の代わりに民間企業で使われております適性検査、S P Iを導入したり、愛媛県では体力試験で実施をしていましたシャトルランを廃止して、他の体力測定や教養試験で二日かかっていた

試験を一日に短縮することで遠方からの受験者が宿泊不要となるなど、かなりの負担軽減につながったそうであります。

このように、他県において受験者の負担軽減を図ることで、多くの受験者を確保する取組が始まっていますが、県警察におかれましては、これまでどのような採用募集活動を行い、また、採用基準の見直し等に取り組んできているのかお伺いをいたします。

○秀坂人材育成課長＝これまでの採用募集活動や採用試験基準の見直しについてお答えします。

これまで当県警察では、一人でも多くの優秀な受験者に警察業務へ興味を持ち、採用試験を受けてもらうため、サイバー検索や鑑識業務を疑似体験できる体験型業務説明会や、警察学校での生活をイメージしやすいように佐賀県警察学校でのオープンキャンパスを開催しているほか、企業合同説明会への出展、受験者層の多くが利用しているインスタグラムや「X」、ユーチューブ等のSNSを利用した情報発信、転職サイトを利用した募集活動を行うなど、最近の就職活動の情勢を踏まえつつ、多様な採用募集活動を展開しているところであります。

また、当県警察では、警察官としての資質や能力を多角的に評価し、一人でも多くの優秀な人材を確保することを目的として、平成二十八年度に身体制限などの基準を撤廃し、（一頁で訂正）また、令和二年度に受験資格年齢を採用時三十歳未満から採用時三十三歳未満に引き上げたほか、これまで語学の加点対象を英語のみとしていたものを、今年度から中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語の外国語資格を追加するなどの見直しを行っております。

引き続き、就職活動の情勢を踏まえ、採用イベントを含めた採用募集活動を積極的に展開するとともに、採用試験基準の見直しを不断に行うことにより優秀な警察官を採用してまいりたいと思つております。

以上でございます。

○木村委員＝受験年齢制限の引き上げ、また身体制限ですかね、そういうものは廃止したということでございました。なるべく多角的な人材を集めようということで、様々な基準緩和と言つたらあれかもしませんけれども、工夫はしてきていただいていると認識をいたしました。外国語は多彩な方も、そういう能力を持つていても幅広く集めたいということで御答弁をいただけたかと思います。

こうした取組を年々重ねてきただいてはおりますけれども、御答弁いたしましたように採用試験応募者数の減少傾向は続いておりまして、さらなる取組が必要ではないかと思つております。今後どのような取組をお考えなのかお伺いいたします。

○秀坂人材育成課長＝先ほど答弁しました一部をちょっと訂正させていただきます。

先ほど採用試験制度の改正につきまして、身体制限などの基準を撤廃した旨申し上げましたが、身長制限と訂正させていただきます。

引き続きまして、今後の採用募集活動の取組方針についてお答えします。

民間の調査によると、近年の若者は職業選択においてやりがいや安定性を重視している傾向が見受けられるとの報告があることから、引き続きあらゆる機会を通じて、受験者やその保護者、学校関係者などに対して警察業務のやりがいについて発信していくこととしております。

また、就職適齢期人口が減少していることを踏まえ、小学生や中学生など、より若年層をターゲットとした各種イベントを企画し、早い段階から佐賀県警察を職業選択の一つとして意識してもらえるよう取組を強化してまいりたいと思つております。

以上でございます。

○木村委員＝警察官を志す時期が結構早いということで、早い段階からの若年層へのアプローチに力を入れていくという御答弁がありました。

受験年齢のさらなる引き上げ、一部言及をいただいたところもありましたけれども、福岡県警をはじめ、幾つかの警察本部におきましては、社会人枠といふものをもともと設けているところもあつたり、そうした幅広い人材の獲得につながるような取組を、今後本県でも研究をしていただければというふうに思っております。

では次の質問ですが、近年の退職者の状況についてであります。

採用活動を経ましてようやく採用に至った警察官の方々の直近五年間の自己都合による退職者数がどうなっているのか。また、その退職の理由についてもお伺いしたいと思います。

○尾形警務課長＝近年の退職者の状況についてお答えいたします。

令和二年度から令和六年度までに定年を待たずに自己都合で退職した警察官は五年間の合計で百三十八人、年平均で約二十八人であります。

退職理由は、転職が最も多く四十五人、次いで仕事が合わないとした者が二十四人、体調不良とした者が十三人であります。

県警察では、女性職員が活躍できる職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでおり、令和二年度から令和六年度までの間で家族関係が理由の退職は三人で、結婚を機に退職する警察官はいませんでした。

県警察では、引き続き、育児、介護等の支援制度を充実させるなど、働きやすい勤務環境の整備や各種教養の機会等を通じて仕事に対するやりがいを醸成するなどの取組を推進してまいります。

以上でございます。

○木村委員＝退職理由の中で少し気になりましたのは仕事が合わなかつたということであります。もともと厳しい職場と認識をして一定程度覚悟して入つて

きた方が多いのかなというふうに思つておりましたが、そういった事例もあるということであります。だからこそ、そういうところにケアをしていくことが重要だと思っております。

結果的に長く勤務していただくことが佐賀県の治安の向上につながつてまいりますので、お尋ねをしておきたいと思いますが、昨今、警察官と言つてもワーク・ライフ・バランスは重要でありますし、結婚を理由とした退職はないということでありましたが、体調不良を理由に退職する方もおられるということです。また、採用後に様々な悩みを抱えたり、相談できる体制、そうした環境整備も必要かと思いますけれども、勤務環境の改善にどのように取り組んできているのかお伺いをいたします。

○尾形警務課長＝勤務環境の改善についてお答えいたします。

県警察では、全ての職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に發揮するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進を含めた勤務環境の改善が非常に重要であると考えています。

そこで、令和六年三月に「佐賀県警察における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」を改定し、これに基づき、勤務改善に関する諸対策を推進しております。

具体的には、超過勤務を削減するために、平素から部下職員の勤務状況を把握できる仕組みを構築し、業務の必要性を検討した上で、幹部が部下に対しても必要最小限度の時間外勤務命令を行う。働く時間の柔軟化を図るために早出遅出勤務を行う。移動時間の縮減を図るため積極的なオンライン会議を実施する。年次休暇や連続休暇の取得を促進する等に取り組んでいます。

また、育児、介護等の両立支援として、職員に対する各種支援制度の周知、産前の女性警察官の深夜勤務の制限や出産後に利用できる支援制度等の充実、男性警察官への育児と仕事の両立支援、育児休業を取得した職員の職場復帰前

研修の実施等にも取り組んでいるところであります。

加えて、職員が抱える悩みや困り事について気軽に相談できる環境を整備することも重要であることから、職員からの各種相談等についても窓口を複数設けて対応しております。

具体的には、セクハラやパワハラといったハラスメントに関する総合相談窓口を設置しており、各所属にもハラスマント相談員を配置しております。また、職員の経済的な問題、家庭問題等について、各職場において指名された職員が支援を行うピアサポート制度を設けております。さらに、心の健康相談については、部内の相談窓口だけではなく、部外の専門医に相談することもできる制度としているところであります。

もちろん勤務環境の改善においては、こうしたソフト面の充実に加えハード面の改善も重要であることから、女性警察官が配置される交番や警察署等には、女性専用の仮眠室、更衣室、トイレといった女性用施設の整備に取り組んでいるところであり、このほか執務室や附属施設の環境整備にも取り組んでいるとこであります。

引き続き、ハードとソフトの両面から勤務環境の改善を図ることにより、職員が活気を持つて職務に全力で邁進できる環境を整備してまいります。

以上でございます。

○木村委員=詳しく御答弁いただきありがとうございました。ソフトとハード両面にわたって体制を組んでいるということでございました。警察官という仕事の特性上、我慢が当たり前というような風土があるのかなと心配をしておりましたが、様々な体制が敷かれていることで少し安心もしたところでございました。

こうした通常勤務については様々な体制が整っていることを認識しましたが、近年の傾向といたしまして考慮しなくてはならなくなってきたのが暑熱対

策ではないかと思っています。

今年、猛暑というか酷暑でございました。警察官の方が長時間屋外で活動をなさっている光景は当たり前になつてはいますけれども、これは屋内でも発生することがありますが、例えば、対人防護服を着用された状態での勤務は大変長時間であり、苛酷ではないかと思っています。

神奈川県では特注のファンつきのベストを導入いたしまして暑熱対策を講じたところもあります。愛知、山梨でも試験的に導入したと伺っておりますが、そこで、お伺いをしたいと思います。本県ではどのような暑熱対策を行つてきているのかお伺いいたします。

○尾形警務課長=暑熱対策についてお答えいたします。

近年、我が国では年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日や熱帯夜の日数が年々増加しており、全国的に見ると、警察官が警察活動中に熱中症の症状を訴え、救急搬送される事案や体調不良となる事案が発生している状況にあります。

こうしたことを踏まえて、警察活動における暑熱対策を適切に講じることは、警察官の命や健康を守る観点のほか、警察活動の能率的な遂行を確保する観点からも極めて重要な課題であると認識をしております。

そこで、県警察では暑熱対策として、職員に対し、警察活動における暑熱対策を適切に講じるよう、熱中症対策マニュアルによる周知を図る。屋外での活動中も水分や塩分の摂取がおろそかにならないよう指示を行う。受傷事故に配慮しつつ、ドリンクホルダーやネッククーラーといった各種冷却グッズ等について、制服の斉一性や品位を損なわない範囲での使用を推奨する。交番、駐在所や交通指導取り締まりに従事する警察官が紫外線による目の健康被害の軽減、直射日光による交通事故等の防止を図る観点から、サングラスの着用を推奨するといった取組を推進しております。

このほか、本年九月一日から、これまで五月から十月の夏期に限定して行っていた私服勤務者のクールビズ、この取組を通年で行うこととし、これに合わせて職員がそれぞれの勤務状況や職場環境等に応じて働きやすい服装を選択できることいたしました。

引き続き、暑さが厳しい環境においても職務に邁進する警察官の健康や安全を確保するとともに、その業務能率を向上させるために必要と考えられる取組を積極的に推進してまいります。

以上でございます。

○木村委員=様々な暑熱対策を御答弁いただきました。サングラスの着用は結構新聞紙面でも話題となつていて、九州の中でも結構早かつたというふうに認識をしております。

間違いなく来年の夏もさらに大変厳しい暑さが続いてまいりますので、先ほど少し御紹介しましたファンつきベスト、評判は様々なようですが、いろいろなものが出てくるかと思いつますので、引き続き調査研究をお願いしたいと思います。

本日の私の最後の質問に移らせていただきますが、本県警察官の人員、そして、働く方のモチベーションやスキルの確保、質の確保というものは、県民の安全・安心につながる重要な要素でありまして、組織力の維持向上というものは不斷に取り組んでいく課題かと思つております。今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねし、質問を終わりります。

○中嶋警務部長=警察の組織力の維持向上策についてお答えいたします。

警察は、県民の生命、身体、財産を守るという社会にとって必要不可欠かつ重要な責務を担つてているところでございます。改めて申し上げるまでもなく、その基盤は人でございます。すなわち、優秀な人材を採用し、育成することは警察組織力を維持する上で非常に重要な課題と認識しております。

まず、採用に關して申し述べますと、人材獲得競争が厳しい現状を踏まえ、志望者となり得る若年層に対し、これまで以上に警察官の職業としての魅力とやりがいを効果的に発信して、採用につなげる必要があると考えております。もとより、採用活動におきましては、これを実施すれば採用状況が劇的に改善するといった特効薬はなく、地道かつ着実な取組の積み重ねが重要であると考えております。

先ほどの答弁にございましたように、引き続き工夫を凝らしたコンテンツを作成し、あらゆる機会、様々なツールを活用し、佐賀県警察の取組を積極的に広報することによりまして、警察官としての生き方のすばらしさ、やりがいを発信し、優秀な警察官の確保に努めてまいりたいと考えております。

加えて、組織力を維持する上で、採用とあわせて重要なことは、採用した人材をどのように育成していくかということにもあると認識しております。サイバー空間や A-I 等の先端技術の利用拡大、人口構造の変化、グローバル化の進展等、社会情勢が劇的に変化する中で、これに呼応するようになに変化する治安情勢に的確に対処できる人材の育成が求められていると考えております。

こうしたことから、専門的な教養を身につけるための警察学校での教養や部外講師による教養を計画的に実施するとともに、実際の現場を想定した実践的な訓練を反復継続して実施するという従来の方法に加えまして、キャリアパスを明確化し、戦略的かつ中長期的に個々の素養や能力を踏まえた人材育成を推進する必要があると考えております。

そこで、例えば、先般、サイバー人材に関するキャリアパスを作成しまして、この中で各階級における配属先候補や必要となるスキル、資格を明確化したほか、これまで警察学校を卒業した警察官は、地域部門での勤務を原則としていたところ、情報工学採用の警察官につきましては、警察学校卒業後の警察署での勤務を経験した後、警察本部のサイバー犯罪対策課などの I-T の専門性を要

する所属に優先的に配置することを明確化したところです。

また、こうした採用、育成に加えまして、厳しい情勢の中で、県民の安全・

安心のために警察官としての勤務を志望し、採用された者が志半ばで職を辞することがないように、先ほどの答弁にもございましたが、働きやすい環境を整えることも重要であると考えております。

さらに、警察官が対応すべき事案や業務が増えている中で、一つ一つの事案に確実に対応していくためには、DX——デジタルトランスフォーメーション等による業務の合理化、効率化、資機材の充実強化等、様々な施策を重層的に実施し、それぞれを有機的に連動させる必要があるとも認識しております。

職員一人一人が士気高く、規律正しく、その力を十全に發揮でき、仕事にやりがいを感じられる組織とすべく、民間企業や他の都道府県警察の取組も参考としつつ、リーダーシップを發揮して各種施策を総合的に、そして着実に実現させて、警察の組織力の維持向上を図り、もって佐賀県の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。「自民党ネクストさが」の一ノ瀬裕子です。

今回は二問質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、問い合わせの一是県立大学についてです。

先日、基本設計の概要が発表されました。「まちのようにキャンパスをつくる」というコンセプトの下、建物の外観イメージや平面プランが示され、あわせて校舎建設費の概算も示されました。

振り返りますと、今年二月には設計のための公開ヒアリングが行われまして、熱気に包まれた満員の会場で各社力の入ったプレゼンが繰り広げられました。

あれから九ヶ月余り、ソフトを支えるハードの姿がようやく見えてまいりました

た。予算の枠を考慮しながら、随所に工夫を重ねられていることと拝察をいたしております。

また、今議会の一般質問で、地方における大学の意味について議論がなされ、県立大学のソフト面でのイメージがより明確になつたと私は受け止めております。

答弁の中では、地域全体を底上げするものとの表現がありました。大学と企業との連携による産業振興、高校との連携や社会人の学び直しなど、全世代にわたる人材育成、これらを支えるもの、まさに大学はソフトの塊であることが示されました。

また、知事と県内の大学、短大の学長との意見交換の場、「UC5+」において、地方と大学が共にワイン・ワインの関係を築くこと、また各大学の学生同士、教員同士、そして企業の中堅層と教員の交流の重要性などについて意見が出たとの紹介がありまして、知の拠点である大学を地域が生かしていくために、これからこの佐賀で様々な交流やつながりが進むことが期待をされまして、県立大学も大きな責務を担うこととなります。

もとより佐賀県立大学（仮称）は「日本一プロジェクトが生まれる大学」を掲げ、起業家精神を持つてチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チエンジ・メーカー」を育成するとしています。

今回お示しいただいた県立大学の学びの空間が、これら大学のソフトを最大限に可能とするものとなつてているのか、順次質問をさせていただきます。

まず一点目、設計コンセプトについてです。

公表されました基本設計では、「まちのようにキャンパスをつくる」という設計コンセプトが示されました。「キャンパスをまちにひらく、まちのような思想でキャンパスをつくる」とされていますが、具体的にどのようなことか、お伺いいたします。

○中島政策企画監＝まず、大学の効果につきまして、委員も触れていただきましたけれども、改めて確認いたしますと、そもそも大学はそこに通う学生のためのものだけではないということどころでございます。おっしゃっていただきまして、大学と企業の連携によります県内産業の振興、高校と大学の接続、社会人の学び直しによります全世代にわたる人材育成の充実といった多面的な効果を有しているものでございます。そのような大学が持ちますソフトの力、これをより發揮されるよう、県立大学はハードの面におきましても、地域住民の方、企業の方など多くの方が行き交い、関わり合うキャンパスにしたいと考えております。

このような考え方でございますので、キャンバスと周辺が分断されるのではなく、つながるようなつくりにしたいと考えております。

具体的には、敷地とその周辺道路の間には堀を設けません。キャンバスの東側には、地域とつながるようなオープンスペースを有する、そういった外構としたいというふうにも考えております。自然な交流が生まれる場をつくりたいというふうに考えるところでございます。

また、敷地内にもいろんなしつらえを考えておりますし、様々ななまり場ですとか通りを配置いたします。思ひがけない出会い、協働が生まれるようなキーブとコモンズといったものを構成したいというふうに考えております。以上でございます。

○一ノ瀬委員＝今、御答弁の中にもキーブとコモンズという言葉が出てまいりました。

二問目です。

設計コンセプトの中にキーブとコモンズで構成するとありますが、これら

は具体的にどのようなことを指すのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝キーブとコモンズでございます。

まず、キーブにつきましては、学習ですかグループワークに活用できます、一定区切られた空間でございます。コモンズは開放的な、多目的なオープンベースというふうに考えております。様々な形態のキーブですかコモンズ、こういったものをキャンバス内に随所に配置いたします。そのことによりまして、異なる目的を持つた多様な方々がキャンバス内に滞在、あるいは行き交うということになります。思ひがけない出会いや協働が生まれる空間というのを、キーブとコモンズを配置することで実現したいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝それでは続きまして、建物について伺つてまいります。

まずは建物の階数、規模についてです。

昨年九月に公表されました「施設機能の考え方」では、新しい校舎は七階建ての計画でしたが、公表された基本設計では四階建てとなりまして、また、面積も小さくなっています。どのような考え方でここに至ったのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝基本設計の段階で取り入れました考え、これを幾つか御紹介したいと思います。

まず、「施設機能の考え方」の段階では、新しい校舎内に配置を計画しておりました大講義室と中講義室、これを別棟の平家一階建てですね、平家として計画をしております。この平家ですね、別棟で一階建てということとでございますので、こういうことをしますと、学生の講義だけではなくて、例えば、地域の方とか企業の方、そういった方も参加いただけるようなイベントのときに、利用しやすい形態となるというふうなものにしたいと思つております。

また、新しい校舎と、今、総合庁舎を改修して使いますから、既存の建物も使いますけれども、その建物を渡り廊下でつなぐということも、この基本設計

では取り入れているところです。これによりまして建物を一体的に利用できる計画といたしました。それによりまして、既存の建物にも教員室ですか講義室を配置することとしたところです。

この大講義室、中講義室を別棟にするということと既存の建物を活用すると

いうことによりまして、結果、新しい校舎は四階建てとなつたものでござります。

二つの建物で構成するということになります。これらを渡り廊下でつなぐと  
いう計画になりましたので、学生が一つの校舎に閉じ籠ものではなくて、行き交うということが発生します。そういうことによりまして、キャンパス内に  
もにぎわいができる、よりよい計画になつたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝確かに、平家ですと一般の方も入りやすいなというふうに大講義室のことも理解をいたしましたし、既存の建物で教官室などたくさん用意をされていくようですが、今後、新しい建物ができた場合もそこの機能はそのまま維持するということで、特に引っ越しなどの作業も要らなくなつたのかなど  
いうふうに理解をいたしております。

では続きまして、建物の外観についてです。

公表されましたイメージ図を見ますと、新校舎は外壁面にガラスを多く採用されていますが、どのような考え方からそのようになったのかお聞かせください。  
○中島政策企画監＝まず、学びの空間でございます。その学びの空間として、自然の光を取り入れました開放的で明るいキャンパスにしたいと考えで、外壁面にガラスを多く採用しているところでございます。

それから、新しい校舎、四階建ての新校舎内の北側部分、これはコモンズ空間を多く配置しております。その外側、さらに建物の北側には、キャンパスの

中央に位置するところに屋上テラスですかオープンスペースを配置しております。ガラスを採用することによりまして、コモンズの活動、あるいはオープンスペースの活動というのをお互い見ることができます。そういうことで刺激を与え合うというところも期待しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝より活動がお互い見えやすくするために、そしてまた、自然の明るさの中でというような御答弁をいただきました。

外壁面にガラスが多いと、暑い夏の日差しが、その影響が気になりますが、省エネについてはどのように考えていくのかお聞かせください。

○中島政策企画監＝ガラスを多く使いますけれども、使うガラスは遮熱性能が高いガラス、こういったものも出てきておりますので、そういうものを採用するということで予定をしております。場合によりましては、ブラインドですかカーテンみたいなものも設置を予定しております。使い方にもよりますけど、そういうしたものも使いながら、省エネへの対応というのも実施したいと  
いうふうに思つております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございます。環境面の影響——環境面というか、省エネですね——など、いろんな基準というのがあるかと思いますが、そこへの御対応というのは大丈夫でしょうか。

○中島政策企画監＝省エネの基準というものでZEBというものがございます。再生エネルギーを使う前の段階で、エネルギー消費量を五〇%以上削減するというZEB Readyという達成項目があるんですけども、そちらを実現しようというところで様々な検討をしているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、コモンズについて伺つてまいります。

まずはコモンズの設置についてです。

これからの大は、講義室だけではなく、学生が主体的に学び交流できる空間づくりが求められており、個人学修やグループワークなど、様々なシーンに活用できるコモンズはなくてはならない空間です。私たちの学生のときにはなかった空間ですが、アメリカ発祥のラーニングコモンズが、今や日本の大学でも当たり前の存在となつてきているようで、このところ新校舎を建設する大学は、こぞつてこのコモンズに力を入れてきています。

また、コモンズはオープンな空間だからこそ、どのような家具、什器を設置するかによっても使われ方は変わってくるのではないかと思つております。県立大学ではどのようなコモンズを設置しようと考えているのか、また家具、什器を含め、どのように検討を進めていけるのか伺います。

○中島政策企画監＝コモンズにつきましてでござります。

我々は設計する段階から、いろんな大学を見に行きました。コモンズの使われ方、実際、学生たちが議論をする場として使われていて、これはおしゃっていただいたように、これからの大に不可欠だなというふうに思つて計画をしているところでございます。

このコモンズにつきましては、今、全てのフロアに設置をしたいというふうに思つております。様々なタイプのコモンズを計画しております。例えば、南側の新校舎の一階には、床を少し三十センチほど下げまして、プレゼンなどにも使えるような、へりに座れるような形のコモンズを造りたいと思つております。また、三階から四階にかけましては、階段状のコモンズ、幅が十メートルほどを予定しておりますけれども、そういう階段型のコモンズというのを造ろうとしております。そのほか、一人でも使いやすいようなカウンター席型のコモンズですとか、三、四人で利用しやすいような、ファミレスにあるようなボックス型のタイプのコモンズなどを計画しております。多様な使い方ができ

るようになります。

家具ですとか什器のお話もありましたけれども、実施設計の中でもそういうことも検討してまいります。いろんな方の意見も聞いて、申し上げましたように多様な使い方があると思いますので、多様なコモンズを設置していくということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝確認ですけれども、私、コモンズでは学生同士、あるいは地域の方々の交流というのも大事ですけれども、また、教官との密な交流というのも可能なスペースがあればなというふうに思つておりますが、その辺りの工夫というのはどうなつていてしまうか。

○中島政策企画監＝コモンズにつきましては、学生がメインでいるであろう新しい建物だけではなくて、教官も滞在します教官室がある北側の校舎、既存の建物ですけれども、そちらの中にも、教官室の近くにも配置をしようとしております。そういうたとえでの教官も含めたところの話だと、教官も別に教官室の建物に籠もらず、学生が集うフロアに来てもらつてもいいと思いますけれども、いろんな形で、場所も申し上げたような一つの建物だけではなくて、既存建物の中にも各フロアにつくるということで計画しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝先日、大学生とお話をしますと、自分の大学にはコモンズにテントが置かれているというふうに言つて、びっくりしたんですね。えつ、どういうふうに活用するのというふうに聞きますと、そこでおしゃべりをしたり、あるいは英語の教材とか、あとボードゲームが近くに置かれていて、友達と中に入つてボードゲームをしたりするということで、非常に交流が生まれている、そして、勉強をしたりすることもあるということで、あつ、こういうこともある

るんだというふうに思いました。

また、いろんな記事を検索しておりますと、大学の職員の方と建設会社の方と一生懸命議論をしながらコモンズは設計をしたけれども、大学生というのは予想外の使い方をすることがあったことが記事に書かれておりました。

ガラス張りで他人の視線が気になるのかなと思いきや、そこでやっていることが気になって交流が生まれたり、あるいははじと観察してしたりというようないどころがあつたりですとか、あるいは何ですかね、もう一つ面白いなと思ったんですけども、飲食オーケーにした場所で、そこで実はグループワークが非常に進んでいたと。何かを食べながらのほうが議論が活発になるということがあるんだなということを感じたなどなど、いろんな事例がありました。

やはり学生がどんな使い方をするのかというのは、大人が想像できないところもあるかと思いますので、意見はいろいろ聞いていただきたいとも思いますし、できた後で学生たちが実際に自分たちが使いやすいように場づくりができるならというふうに思つておりまして、そういう柔軟性もぜひ残しておいた設計にしていただきたいなというふうに思つております。

このコモンズというのは、本当にこの大学の核となる部分だと思っております。今の大学生、日本の大学生は、海外の大学生に比べてもスマホに頼りがちだというところが言われておりまして、いろんな情報を収集するのにとにかくスマホを使うということが言われております。

そんな中で、対人的なやり取りですね。そこはやっぱり人間らしいところだと思いますので、このコモンズがそういう人間的な関係性の構築とか、つながりですとか、そういうところも支えるような空間になればなというふうに思つておりますので、さらに御検討をぜひお願いしたいと思つております。

そして続いて、コモンズの空調についてですが、先ほどおつしやいましたキュークは閉じられた空間、そしてコモンズはオープンスペースというような

お話をございました。間仕切りがないオープンな空間ですと空調が気になるところですが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監理空調につきましてでございます。

コモンズ、おつしやつていただいたように、大学の核となる部分だと思つております。日常的な居場所、あるいは交流の場となりますので、快適な環境を維持していくことが大事だと思つておりますし、空調もそれに合つたものにしていく必要があると思います。

広い空間でございます。あるいは様々な形態がございますので、その場所に応じた空調方式を採用して、快適性と省エネと両方実現していきたいというふうに思つております。

具体的には、例えば、新校舎の一階の大きな吹き抜け部分がござりますけれども、そういうたところには床から噴き出すような冷暖房システムを導入します。ただ、それでもカバーできないところがございますので、天井がある空間には天井埋め込み型の空調を設置すると。そういう場所に応じた冷暖房を行つていくというところで、コモンズ全体の空調を効率化することを予定しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝床からの空調ということもございました。私たちもいろんな大学に視察に行きました、あつ、今の空調はこうなつてているんだというところを発見したようなところもございますので、省エネと併せてぜひ御検討いただければというふうに思います。

では続きまして、四点目、「さがすたい」についてです。

スペース図には車椅子の方の姿も見られました、描かれておりました。障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が交ざり合い、お互いの思いを知り、またハード、設備とハート、支え合いでみんなが安心して出かけやす

い佐賀をみんなでつくるという「さがすたいる」の視点はとても大切なことだと考えております。県立大学も、この「さがすたいる」の考えを踏まえてハード整備を行うとの御説明でございましたが、基本設計の段階ではどのような点を設計に取り入れたのか。また、どのような団体から意見を聞かれたのかお伺いいたします。

○中島政策企画監=「さがすたいる」の考え方、これを基本設計の段階でも取り入れてございます。

幾つか例を挙げますと、車椅子の利用の方、これはキャンパス内のどこへでも行けるように、高低差、段差があるところへスロープですとか、エレベーターも当然設置をしているところでございます。それに適応したエレベーターの形にもしようとしております。既存建物のところは新たなエレベーターを造るということで考えております。

それから、トイレのところでも配慮いたしまして、全てのフロアに車椅子の方が利用できる、そういう十分な広さのトイレを設置いたしました。オストメイトの設備もあるトイレ、これを設置するところとして考えております。

授乳室も造ります。おむつ替えも利用できるような授乳室を設置することを考えております。それから、性別に関係なく利用できる、いわゆるオールジェンダートイレというのを設置したいと思っております。こういったことを基本設計のところで入れたところでございます。

それから、基本設計時に、いろんな車椅子利用の障害者の団体、あるいはJGTSの団体からも意見をお聞きしたところでございます。例えば、その中で大講義室、ここだけ固定席になります。あとは可動できる机と椅子なんですが、大講義室で車椅子ユーザーの方が一カ所しか、例えば、一番後ろしか座れないとか、そういうことにならないように選択できるような計画にし

てほしいですか、扉についても車椅子の方が開け閉めしやすい扉にしてほしい、あるいは男子トイレにもベビーチェアを設置してほしいと、そういったお声もいただきましたので、基本設計のほうに反映をしているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員=車椅子の方の対応などは、SAGAアリーナの経験も佐賀県は持っていると思います。そして今、男性トイレにもベビーチェアをということで大変うれしく思いました。今は若い方、男性もおむつ替えをしたりするんだよというようなお話をあつたり、赤ちゃん連れのときも多いよというようなお話をいただいていたので、そういう面でもいろんな検討をぜひ進めていただければと思います。

そして、オールジェンダートイレについて改めて伺います。

今、オールジェンダートイレを設置すると御説明いただきましたが、計画する上でどのような点に配慮をされたのかお答えください。

○中島政策企画監=オールジェンダートイレ、性別に関係なく利用できるトイレというような設置を計画しております。検討を進める上で、オールジェンダートイレを利用したい方と従来の男女別トイレを利用したい方、双方いらっしゃって、そういう双方の方への配慮が必要だということを意識して検討を進めたところでございます。

オールジェンダートイレにつきましては、まず行き止まりの構造ではなくて、出入口が二カ所あるような構造にしました。通り抜けできる、あるいは寄り道ができるような形で、入りやすい造りというふうにしているところでございます。それから、全ての個室に手洗いができるようなしつらえも施そうと思っております。新トイレ、新しい校舎の二階部分、これはオールジェンダートイレのみを配置したいというふうに考えております。オールジェンダートイレを利用す

ることと自体が不自然とならないような配置にしたいと。具体的にはそういうふうに思つております。

ことについて配慮をしながら検討を進めているところでございます。

以上でござります。

○一ノ瀬委員＝御答弁いただきましたオールジエンダートイレ、大学の中ではもう既に設置をしているところもありますが、実際にそこを使うということ、そのトイレに入ること自体が性自認のカミングアウトにならないようなどう

配慮は非常に大事なところかと思います。二階全部がそのトイレになっているということで、大変いい工夫ではないかなというふうに思います。

あと幾つか、行き止まりにならないように、通り抜けができるような造りというのもいいなと思つております。私が佐賀県使節団の一員としてフィンランドに視察に行かせていただきましたが、そこでヘルシンキ中央図書館——「O o d i」で初めてオールジエンダートイレを目の当たりにいたしました。確かにいろんな工夫がありまして、行き止まりにならないようにコの字型に配置するような設計になっておりました。男女一緒に使いますので、万が一を考えてそういうことは大事だなというふうに思いました。

そして、まだまだ工夫というのは気をつけなければいけないところというのはあると思います。

壁自体、壁とかドアを天井までもう全部高く防げるようにして、のぞきこみですとかも防止するというようなこともぜひお願いしたいと思いますし、壁をあまり凸凹を造らずにつるんとしていて、カメラなど何か設置したらすぐ分かるようなというような工夫もすごく大事なところです。あと、できればその壁を厚くして、隣の方の気配があまり分からないようにといふところもお願いできればなというふうに思つております。まだオールジエンダートイレに使い慣れない方もいらっしゃいますし、そこを求めていらっしゃる方もいらっしゃいます。両方の方が満足できるようなこのトイレ、力を入れて頑張っていただけ

ればというふうに思つております。

では、今後の予定について伺います。

実施設計を進めていく中でも、「さがすたいる」の考えを踏まえて検討することがあると思いますが、今後どのようなことを検討し、設計に反映していく予定でしょうか。また、どのような団体から意見を聞く予定なのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝これから実施設計、詳細な設計を進めてまいります。その中で、点字ブロックですかサイン計画といったものを検討してまいります。聴覚障害者の方、視覚障害の方、あるいはL G B T sの方、そういった団体の方の意見も聞きながら実施設計に反映していきたいというふうに考えております。

また、そういうお話を伺う上で、ソフト面で対応すべきもの、対応する必要があるものも出てくるかもしれません。そういうものも「さがすたいる」の観点から検討したいというふうに思つております。

以上でござります。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、図書館について伺います。

図書館が新校舎の二階に計画されています。一階のほうが地域の方なども利用やすいのではないかと思いますが、どのような考え方で二階に計画をされたのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝県立大学におきます図書館、そこへ蔵書する図書は、主に専門書になるかと思います。学生ですか教員の利用がメインとなるというふうに考えておりますので、講義室のフロアに近い、あるいは教員も既存建物から渡り廊下でつながつてアクセスがしやすいというところで新校舎の二階に計画をしているところでございます。もちろん特定の分野に关心のある方ですが企業の方、こういった方、学生や教員以外の方も利用をしたいという方はい

らつしやると思いますが、一定の手続の下に御利用いただくことも想定しております。そういった方が利用される場合でも一階なので利用はしやすいというふうに思つてゐるところでございます。

以上でござります。

○一ノ瀬委員＝なるほど渡り廊下で教室室とつながつてゐるというのがいいなというふうに思いました。一般の方も何ら使用を制限するものではないということで理解をいたしました。

では続きまして、ピロティーについて伺います。

南側に建設予定の新校舎には柱だけがあつて壁がなく、屋外とつながつてゐる空間、いわゆるピロティーが計画をされており、この部分は、エントランス空間としてだけではなく、様々な使い方が考えられるのではないかと感じていますが、どのように考へておられるのかお伺いいたします。

○中島政策企画監＝新しい校舎の東側に、おつしやつたピロティー空間、柱だけがあつて屋外とつながつてゐるもの、壁がない空間を造つております。

その狙いといたしましては、壁がない空間ですので、南側からキャンパス内を見る事ができます。中まで見ることができます。中まで見ることができて、ビルと建物が壁があつてというような感じではなくて、中の様子もうかがえるようなものにしたいといふところで、立ち寄りやすい、あるいは開かれたキャンパスにしたいという思ひから空間をそういう仕掛けにしているところでございます。

実際の活用イメージといたしましては、そこと接続する形で敷地内の東側にオープンスペースを設けておりますので、そことの一体的な利用ということかなというふうに思つております。ここは屋根のある屋外空間でございますので、例えば、雨の日の活動とかにも利用できるものでございます。学生にもいろいろ使ってもらいたいやすいと考えております。

さつきおつしやつていただいたように、我々が想定している以上のことも学

生が多分いろいろ考へながら使つていくと思つておりますので、そういった使われ方がされることを期待しているところでございます。

以上でござります。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、飲食施設について伺います。

学食やカフェなどがない計画となつてますが、どのような考へでそのようになつたのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝県立大学、これは学生総数が千人程度というふうに少のうございます。また、大学でございますので、夏休み期間ですとか、あるいは学年末の期間、そういうた長期間にわたり学生がいないという期間もございます。飲食施設――学食などを年間通して運営していくのはなかなか難しいというふうに考へておるところでございます。

というところでありますけども、学食が大学内にないということやございまして、大学周辺への投資の喚起にもつながるという可能性があると思つております。民間中心に様々な動きが出てくると思います。それによりまして、学生が外に出るということになりますし、外と行き来をするということになりますので、周辺にもぎわいが出てくるというふうに考へておるところでございます。

以上でござります。

○一ノ瀬委員＝周辺への経済的な効果といふことも考へてといふことで、その点もすごく大事なところだと思いますが、大学生とお話をしますと、お弁当を持つていくことも多いということで、これはもう驚きでした。実家から通つている学生だけではなくて、もう自ら作つていくこともあるということでした。そこを食べる場としてはコモンズがあるのでいいかなというふうに思いますが、例えば、キッチンカーなどとか、あるいは外に食べに行くとなると、高い並ぶしみたいな声も若干聞きましたので、おにぎりなど、ぱっと買えるよう

なものがあるということも大事ではないかなと思っておりますので、その辺りの検討もぜひお願いしたいというふうに思います。

では、学生の通学手段について伺います。

駐車台数が計画では八十台ということとなつております。教官ですか職員、そして、来客もいらっしゃると思いますが、この数で足りるのかどうか見解をお示しください。また、学生の通学手段はどのように考へておられるのかお伺いをいたします。

○中島政策企画監＝まず、駐車スペースにつきましては、八十台用意をしております。教員、職員、あるいは来客者用のスペースとして、これまで想定している人員ですとかということから勘案しますと十分対応可能なスペース台数かなというふうに思つております。

それから、学生の通学手段でございますが、公共交通機関の利用ですか徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。キャンパス内に学生用の駐車区画は、これは設ける予定にしておりませんけども、車椅子を利用す必要が出てきたと、そういう事情が出てきた場合は車での通学が可能となるような運用をしていくふうに考へておられるところでございます。

以上でござります。

○中村委員長＝答弁に対するコメントは大丈夫ですか。

○一ノ瀬委員＝車椅子でぜひねというような方もいらっしゃるかと思いますので、余裕があるということで安心をいたしました。

○中村委員長＝それでは、暫時休憩をいたします。十三時十分をめどに委員会を開いたします。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時九分 開議

○中村委員長＝それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○一ノ瀬委員＝では、午後もよろしくお願ひいたします。

全体事業費について伺つてまいります。

極力二百億円以内に収めるとされている県立大学整備に係る全体事業費のうち、校舎建設費以外で今後予定されているものは何があるのかお示しください。

○中島政策企画監＝今後予定されております校舎建設費以外のものでございますけれども、まずは家具、什器などの備品、講義室の机とか椅子、そういったものになりますけれども、そういうた備品、あるいは大学を運営していく上で必要なシステム、教務のシステムですとか財務のシステムでございますが、そういうふたシステムに関する費用、あるいは今度、建物の施工の段階になりますと設計どおりにされているかという意味で工事監理が必要になつてきますけれども、工事監理に要する費用、それと今、佐賀総合庁舎を使っておりますけれども、そこでまだ、移転に関する費用で予算化されていないものがございますので、そういうものを予定しているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では、確認をさせていただきますが、今回、校舎建設費の概算百二十億円から百四十億円と示されましたが、この中に外構の工事費も含まれているということでおよろしいのでしょうか。

○中島政策企画監＝外構の工事も今の百三十億円から百四十億円の中に含まれているというところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝では、ここからは財政面について伺つてまいります。

一つ目は、想定される財源についてです。

校舎建設費の概算が百三十億円から百四十億円程度と示されましたが、県立大学整備費の財源としてどのようなものを想定しているのかお伺いいたします。

○内田財政課長＝県立大学の建設費の財源についてでございますが、現時点では、通常の建設事業と同様に県債が主な財源となると考えております。その上で、整備内容や施設設備の目的等を踏まえながら、交付税措置のある地方債、具体的に申し上げますと公用施設から公共施設に転用する場合の既存建物の改修費が対象となる転用事業債ですか、地域貢献、地域連携を主たる目的とする公立大学等の施設の整備費が対象となる地域活性化事業債、こういった交付税措置のある地方債を最大限に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では、県債の償還について伺います。

財源となる県債の借り入れ先はどこを想定しているのか、また、償還年限は何年を想定しているのかお伺いいたします。

○内田財政課長＝借り入れ先の想定でございますが、県債のメニューによるところでござりますけれども、基本的には民間の金融機関がメインになるものと想定をしております。

また、県債の償還年限につきましては、整備する施設等の耐用年数を勘案し、設定をしているところでございます。県立大学の場合でございますけれども、整備される校舎の耐用年数が超長期、例えば、三十年以上ということになりますと、県債の償還年限につきましても三十年を基本上に設定することになるというふうに想定をしております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝それでは、県財政に与える影響について伺います。

今後の県財政に与える影響をどのように見込んでいるのかお伺いいたします。

○内田財政課長＝詳細な校舎建築費につきましては、実施設計の中でも今後精査

されていくものと承知をしているところです。その上でございますが、以前にも答弁をさせていただいていることでもございますけれども、県立大学整備に係る全体事業費を二百億円と仮定した場合におきまして、将来負担比率はこれまで見込んでいたピークの一五〇%程度にとどまる見込みとなつております。このようなことから、財政の健全性は維持できるものと考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員では、ふるさと納税について伺つてまいります。

プロジェクトへの参加型ふるさと納税制度や寄附制度は、財源を確保するという意味はもちろんですが、住民や企業の県立大学への関心を高める上でも有効だと考えます。そうしたところ、今年十月から佐賀県のふるさと納税のメニューの一つに県立大学が追加されているようですが、その内容についてお伺いいたします。

○中島政策企画監をお答えいたします。

財政收支との兼ね合いにつきましては、先ほど財政課より答弁を差し上げたところでございますけれども、委員もおっしゃつていただきましたが、一方で、多くの方に県立大学に関心を持つていただきたい、関わつていただきたいという思いから、今年十月からふるさと納税を始めたところでございます。

佐賀県へのふるさと納税、これは寄附をしていただく方が応援する事業をメニューから選ぶというものになつておりますし、そのメニューの一つに県立大学を追加したところでございます。頂いた寄附金につきましては、県立大学の学びを充実するための調査研究といった、開学後に学生に還元されるような使い方、こういった使い方をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員 学びの環境として学生に還元していくとしたが、今、例えば、前橋工科大学などは新しく改修などをするとときに、「みんなで創る新校舎」ということで、古い建物を建て替えるときに総額で四十億円かかるけれども、そのうちの設計費に当たる一億円分を皆さんからのふるさと納税で集めるというようなことを目標に取り組まれたり、いろんな取組があるようです。「みんなで創る新校舎」というふうに銘打つて、こういう取組を行つていると

ころもあります。先ほどふるさと納税の応援メニューにこの佐賀県立大学（仮称）も加わったということで、より県民参加型となるようにこの点も進めていただければというふうに思つております。

では最後に、今後のスケジュールについて伺います。

校舎建設などのハード面と、教員公募や大学認可申請などのソフト面について、開学に向け、どのようなスケジュールになるのかお示しください。

○中島政策企画監 今後のスケジュールについてでございます。

今、令和十一年四月の開学を目指して準備を進めているところでございます。まず、ソフトにつきましては、学びの内容の詳細な検討を専門家チームにおいて行つていただいているところでございます。来年四月をめどに教員公募、これも順次行つていただきたいと思っておりまして、その準備も進めているところでございます。令和十一年四月の開学といふことでいきますと、認可申請が令和九年十月、認可が早くて令和十年八月というふうなスケジュール感になつております。

ハードにつきましては、今、設計を進めているところでございます。実施設計に移りまして、令和八年、来年九月まで実施設計を進めるところでございます。進みますれば、令和九年四月頃から工事に着工することを想定しております。

建物につきましては、令和十一年の開学時点では敷地の北側、今の総合庁舎

の本館と中央の大講義室、中講義室がある建物を使用、それでスタートしたいと思つております。

南側の四階建ての新築校舎につきましては、令和十一年度半ばの完成を目指しております。二期生が入ってきます令和十二年四月には全ての校舎が利用できるといつことで考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員=ここまで、るる建物の概要、また、事業費についてもお聞かせいただきましたが、県立大学の学びの内容やプロジェクトに合わせて、今後学びのスタイルというものは多様化をすると思つております。また、何より自発的な学びのスタイルというのが求められるんだろうと思つております。

学生だけでなく、学生と教官、あるいは教官同士、あるいは企業の方と教官など、多様なコミュニケーションがかなうような空間になることを願つております。学生の成長、そして、教育研究の質、また、地域とのつながりを生み出します。学生が生きた場となるように引き続き御検討をお願いしたく思つております。では、続きまして、問い合わせの二です。公衆衛生医師の確保について伺つてまいります。

公衆衛生医師、保健所などで地域全体の健康を守る仕事をしている医師のこととで、コロナ感染症が発生したときのことは記憶に新しいところですが、常日頃、私たちが日常生活を送る上で直接、間接、いろんな場面でお世話になつている医師の方々です。

そもそも保健所は、地域保健法第五条に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市等が設置することとされています。佐賀県でも設置をされていますが、平成十八年四月に現地機関の見直しが行われ、保健医療施策と福祉施策の一体的な推進を図ることを目的に、保健所に福祉事務所の機能を付加し、保健福祉

事務所として、現在、佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤の五カ所が設置をされています。このうち地域保健法に規定されている保健所が所管する分野は、地域保健、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、母子保健、精神保健、感染症予防、また、難病対策、健康指導など幅広く、まさに地域の公衆衛生の要の組織であると言えます。

そして、その所長は、地域保健法施行令第四条の規定によりまして、原則医師でなければならないとされており、佐賀県では各保健福祉事務所の保健監が保健所の所長を務めています。特に地方においては医師の確保が課題となり、佐賀県でも医師確保に向けた取組は鋭意行つていただいておりますが、中でも公衆衛生を担う公衆衛生医師の確保は臨床医にも増して困難な課題であると認識をしているところです。具体的には佐賀県も保健所の一部の所長のポストに欠員があり、兼務で対応している状況と伺つております。

保健所の体制を持続可能なものとし、県民の命と健康、安全を守るために、せつから公衆衛生分野を志してくれた医師を大切にして、地域との顔の見える関係性やつながりを保ちながら、ここ佐賀県で末永く働いてもらえるようにしてもらいたいと考えております。

そこで、順に伺つてまいります。

一点目は、公衆衛生医師の採用及び配置の状況についてです。

近年の公衆衛生医師の採用の状況はどのようになつてているのか。また、公衆衛生医師のポスト及びその配置状況はどのようになつてているのかお伺いいたします。

○堤人事課長=直近十年間の公衆衛生医師の採用者数は七名となつております。

年度ごとの内訳を申し上げますと、平成二十八年度一名、平成三十年度一名、令和元年度一名、令和二年度一名、令和五年度二名、令和七年度一名となつております。

それから、ポストについてでございますが、令和七年四月現在、公衆衛生医師の職員数は七名となつております。

その公衆衛生医師の管理職、ポストの数は、医療統括監一名、各保健所長五名、精神保健福祉センター所長一名、療育支援センター所長一名の計八ポストとなつております。

職員の配置状況としましては、今申し上げた中で伊万里保健所長、それから、

療育支援センター所長のポストが欠員となつてございまして、杵藤保健所長と精神保健福祉センター所長がそれぞれ兼務で当たつてているという状況にござります。

このほか、先ほど申し上げました在籍の七名のうち今年度採用した医師一名

を、本県の公衆衛生に関する知識を習得させ、また、広く経験を積ませるためには、本府の健康福祉政策課に暫定的に配置をしているという状況でございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝それでは、公衆衛生医師の定着のための取組について伺います。

採用した公衆衛生医師の定着状況はどのようになつてているのか。また、医師にできるだけ長く働いてもらうためにどのような取組を行つてているのかお伺いいたします。

○堤人事課長＝現在、在職中の医師七名の勤続年数は、二十年以上が一名、十年以上二十年未満が二名、五年以上十年未満が二名、五年未満が三名となつております。

また、先ほど答弁いたしました過去十年間に採用した七名の医師のうち五名は現在も在職中でありまして、採用後三年以内に離職したという方は一名のみとなつてござります。

それから、県に採用された医師に長く働いてもらうための取組としましては、健康福祉部におきまして、公衆衛生医師としての専門性の獲得、資質向上を図

るため、社会医学系専門医の資格取得の支援を実施しているほか、県に採用される前から保有していた臨床の専門医資格を維持していただくため、臨床現場での診療業務への兼業というものを許可している事例がござります。

以上です。

○一ノ瀬委員＝では、保健所の持続可能な体制構築について伺つてまいります。

保健所長の業務及び勤務状況について伺います。

地域の公衆衛生の要である保健所長の責任は重く、また、冒頭申し上げましたように、所管する分野も幅広く、常日頃から大変な業務を担つておられます。が、コロナ禍のときはそれに輪をかけて苛酷な勤務状況だったのではと推察をいたしております。

平常時の業務内容と勤務状況、また、コロナ禍での業務内容及び勤務状況はどうなものかお伺いいたします。

○堤人事課長＝保健所では、先ほど委員御紹介いただきましたとおり、医療、保健、衛生、環境といった幅広い分野における専門的、技術的な業務を行つております。

保健所長の業務としては、例えば、平常時におきましては保健所全体の組織運営はもとより、感染症、予防医療、難病、精神保健等の各種委員会の運営、参画、それから、市町保健医療関係者への研修。また、感染症関係ですが、結核や食中毒等が発生した際の検査対象範囲の決定、集団感染発生時の感染源の推定や受診・入院命令といった感染拡大防止措置や指導。それから、管内の医療機関への立入検査と指導。それから、警察が保護した精神疾患を持つ方がいらっしゃったときには、場合によつて受診命令等の判断を行つてているといったように、幅広い業務を行つております。

また加えて、県内での大規模災害が起きた場合においては、被災地を所管する保健所に設置します現地保健医療福祉調整本部において本部長として全体を

指揮する役割を担います。

それから、コロナ禍においては、本府と緊密に連携し、陽性の疑い患者が発生した場合の検査、それから、陽性判明後の疫学調査、入院調整、濃厚接触者の決定といった現地での感染拡大防止の指揮を執っております。

特に、コロナ禍初期においては、症状がある県民の方や陽性疑いの患者が発生した医療機関から検査依頼の電話が昼夜問わず鳴り、感染拡大防止に手探りの中で進めなければならぬ状況が続いておりましたが、その後、体制の状況や本府、それから、関係医療機関との緊密な連携により、徐々に対応を充実させていくことができたものと考えております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝非常時のときの勤務状況というのは、それこそ残業時間といいますか、非常に長いものがあつたというふうにお聞きしておりまして、平常時、常日頃、何か緊急事態が起きた場合ということを想定しながらの勤務でいらっしゃるので、非常に大変なことだなというふうに思つてお聞きいたしました。

では、医師の定年年齢について伺います。

現在、佐賀県職員の定年年齢は従来の六十歳から二年に一歳ずつ引き上げられており、令和十三年度に六十五歳になり、定年の引き上げが完成をいたしました。

一方、医師に関しては、定年引き上げが開始される前から定年年齢は六十五歳とされており、一般の職員よりも五歳高い年齢が設定をされていました。

一般の職員の定年年齢引き上げに合わせて医師の定年年齢も七十歳まで引き上げるという考え方もあつたと思いますが、これを六十五歳のまま据え置いたのはどのような意図からか、お伺いいたします。

○堤人事課長＝まず、制度の話をしますと、地方公務員法によりまして職員の

定年については、その職務と責任に特殊性があること、または欠員の補充が困難であることにより、国の職員につき定められている定年、これは国は、医師職は原則六十五歳ですけれども、これを基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、条例で別の定めをすることができるとしております。

例えは、九州各県においては、離島に保健所を有するため、駐在が必要な医師などの人材確保が難しい状況を踏まえて、離島駐在の職員に限つて定年を七十歳に引き上げるところがあるなどという状況は承知をしております。

一方、本県においては、現状の医師の確保、定着状況を踏まえて、定年を引き上げるまでの状況にないため引き上げをしていないことでござります。

以上です。

○一ノ瀬委員＝欠員が出ている状況でも医師確保をする状況にはないというような御答弁でございましたが、違いますかね。ちょっとニュアンスが違えば御訂正をお願いいたします。

○堤人事課長＝欠員が生じている状況はできるだけ速やかに解消したいと思っております。それで採用確保の取組を、今、取り組んでいるところです。

ただ、その方法論としていろいろあると思うんですけども、今、現状として定年を引き上げるという判断には至っていないという状況です。

○一ノ瀬委員＝理解できました。ありがとうございます。

では、他県の状況について伺つてまいります。

先ほど条例の話も出てまいりました他県の状況です。佐賀県では五つの保健所のうち、現在、伊万里保健所の所長ポストが欠員、残りの四つの保健所で医師の配置はそれぞれ一名ずつの体制となつております。また、先ほどおつしやいましたが、療育支援センターも欠員で、保健福祉センターの所長が兼ねている状況というふうに伺いました。

他県には医師を複数体制としている保健所もあると聞いておりますが、各県の状況はどのようになっているのか伺います。また、各県の定年条例において、医師の定年年齢の規定はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長＝九州各県の保健所の医師配置状況を確認しましたところ、福岡県と沖縄県では原則、公衆衛生医師の原則二名体制を取られておりまして、長崎県と大分県では人材育成の観点から必要な場合に限り、所長に加えて、所長心得の医師を配置しております。また、熊本県、宮崎県及び鹿児島県におきましては、佐賀県と同様、医師の配置は保健所長一名のみとなっている状況でございます。

それから、医師の定年年齢につきましては、七十歳に引き上げているのは九州各県のうち、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県の四県となつております。先ほども答弁したとおり、離島駐在が必要であることや欠員が常態化しているという人材確保の現状を考慮して、各県で判断された結果と理解をしております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝それぞれの各県の状況を御答弁いただきました。

長崎と大分に関しては、人材育成の観点から複数体制になつて、福岡、沖縄はそもそもが一人体制になつているというようなことでございました。では、保健所の体制の構築について伺います。

保健所の業務の広範さ、また医師が果たす責任の重さを踏まえれば、保健所の医師が一名では心もとないところと考えます。臨床とはまた違つた対応力が求められる職務です。ベテランの医師の多くの危機事例への対応の経験、また地域の医療機関の関係者をはじめ、県内外の様々な人脈は、平時または有事の際に佐賀県を救うものであると考えます。

医師から医師へとノウハウを継承し、若手の医師を育成するためにも、現在

六十五歳である医師の定年年齢を延長することや、保健所における医師の配置を一人体制から複数体制にすることを検討してはどうかと考えますが、御所見を伺います。

○堤人事課長＝保健所は、広域的、専門的な観点で、市町、地域の医療機関との連携を通じて、予防医療、感染症対策、災害時の保健医療体制確保といった住民の安心・安全を守る役割を有しております。

その役割を果たすための保健所の機能は、保健所長の役割はもちろんのことですが、本庁を含む職員及び地域の保健医療関係者との総合力によって成り立つてることもまた念頭に置く必要があると考えております。

また、保健所長のポストの状況を見ますと、現状で欠員となつている所長を兼務しているポストがある状況でございます。先ほど委員にも御紹介いただいたとおり、法律で所長は原則、公衆衛生医師としなければならないとなつてますので、まずはここをできるだけ速やかに埋めるということ、人材確保に注力する必要があると考えております。

今後の人員配置や定年制度などの人事の在り方につきましては、その時々の状況に応じたものであるべきと考えますが、保健医療環境を取り巻く情勢の変化等、必要に応じまして保健所全体としての機能強化、充実の観点から考えてまいります。

以上です。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございます。

一点ちょっと戻りますが、先ほど六十五歳の定年年齢を七十歳まで引き上げる状況はないというふうにお答えいただきましたが、そもそも一般職員の方が六十歳のとき、医師がなぜ六十五歳だったのかというところはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○堤人事課長＝一般職の定年年齢を六十歳から六十五歳に引き上げた背景とし

ましては、よく言われていますのは職員が持つ知見や経験などをできるだけ長い間、在職する職員にも引き継いで、組織としての組織力を上げていくということ。それから、民間企業での高齢職員の勤務状況との均衡等を検討された上で、法律で導入されたものと考えております。

○一ノ瀬委員＝すみません、ちょっと私の聞き方がはつきりしませんでしたので、申し訳ございません。

そもそも一般の職員の方が六十歳だったときに、医師の定年の年齢は六十五歳と既になつていきました。五歳高かつたわけです。こここの理由をどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○堤人事課長＝医師の定年年齢が高かつたということは、それは医師の確保に資するために検討された一つだと認識しております。

○一ノ瀬委員＝私も今回の質問に関していろいろと調べておりますと、そもそも昔、医学部を卒業するのに六年かかるて、薬剤師さんとかは四年でよかつたと、そういうような観点から、医師あるいは歯科医師が卒業までの年限もかかりますし、また経験を積むのにも時間がかかるという意味で、人材確保という観点ではなくて、そもそも定年年齢が高かつたというようなことをお聞きしました。そのような観点からも、スライドをさせて年齢を上げるという考え方はあるのかなというふうに思つたところです。

今回の質問ですが、そもそも採用の希望者からお問い合わせがあつて、定年年齢が六十五歳と聞いたところでは、とどまられたということをお聞きしたことが発端でございます。

先ほど九州各県の状況をお答えいただきましたが、七十歳まで引き上げたところもあるということで、そこと比べますと、医師確保が困難で、欠員も出ている状況の中で、それでも六十五歳のままでしたら、また医師の確保というのは難しくなるのではないかというふうに思つております。将来の見通しを持つ

て働くような環境を医師の方も求められるのではなかろうかというふうに思つております。ということです。

今回いろいろとお話を伺う中で、公衆衛生の分野というのは初期対応が非常に大事で、大事に至る前に未然に防ぐことが重要だ、そのためにはうまくいったときほど、その成果が表に出ず、縁の下の力持ちのような存在なんだなということをつくづくと感じました。

昨日、実は佐賀大学の学長に就任された野出学長をお訪ねして、いろいろと意見交換をさせていただきました。もともと医学部の学部長でいらっしゃいましたので、このような公衆衛生医師の確保についてもお聞きしましたが、そのお答えとして、まだまだ公衆衛生医師の意義を伝え切れていないのではないかというようなお話がございました。

先ほどございましたように、医務課さんのほうでも取組をされているところかと思います。現在も保健所に関する講義などは医大のほうでも行われておりますし、具体的な例などに興味を持つ学生もたくさんいるそうです。より地域の人々の命と健康を守るところにやりがいを見いだす方も今後出てこられるのではないかと思つておりますが、直にやつぱり先輩から後輩に勧誘などがあって、公衆衛生医師を目指したという方もいらっしゃいますので、講義だけではなくて、密に行えるような環境があればなということ、ここは医務課さんの担当になるかと思いますけども、そのようなことが実現すればなというふうに思つております。

一点、人事的な観点から申しますと、先ほど申し上げましたように、採用の希望者が条件を見たときに、七十歳までになつていたほうが、もちろんそれは確保としていいなというふうにも思いますし、もう一点、実際のところ、今、複数体制ではないので、二十四時間、三百六十五日オンコールみたいな状況で、何か緊急事態があれば対応しなければいけないという状況になつております。

ただ、ここは野出学長ともお話しいたしましたが、ここをもしも複数体制にできれば、働き方、ライフ・ワーク・バランスという意味では、この公衆衛生医師の働き方のほうがいいと思う方もいるのではないかということでもございました。確保という意味からも、複数体制、あるいは定年の延長というのは検討をぜひお願ひしたいと思つております。

るる述べてまいりましたが、最後に、総務部長に一言、ここに関する御所見をいただきてもよろしいでしょうか。

○志波総務部長＝公衆衛生医師についてお答えします。

公衆衛生医師の業務に関しまして、その重要性というのは、委員のおつしやつたとおり、私も認識しているところです。

複数体制とか定年延長とかいうお話がございました。一つは、複数体制であるにこしたことはないんでしょうけれども、人事課長のほうをお答えしました

ように、保健所長の役割は重要ですけれども、保健所の機能自体はそれ以外のスタッフも含めた総合力で、地域の医療機関の御協力も得てしているということですので、その配置というのは、保健所の機能がどういった形であればその時々のニーズにお応えできる、パフォーマンスを發揮できるかという、組織全体でどういう配置があるべきかというふうに考えていくべきだと思つています。それから、定年延長に関していいますと、なかなか人数が七名と少ないもんですから、あまり具体的に言うと、ちょっと人事のほうに関わってまいりますけれども、人事課長のほうから説明しましたように、基本的には定年年齢については、地方公務員法で国の医師職に準じた六十五歳となっています。

周辺の状況を見ますと、離島などで確保が困難なところについては七十歳に引き上げたところもあるというところで、例えば、先々こう、九州各県といいますか、全国含めて軒並み、例えば、七十歳に引き上げが起こると。そうしたときに、六十五歳と七十歳では医師の確保について非常に支障が出てくるとい

うような状況とかありましたら、今現在それを否定するわけではなく、将来的にはあり得るのかなというふうに思つております。ですので、保健所の機能、あるいは採用状況を見ながら、御提案のあつたことについては、この先しっかりと考へていきたいと思つております。

以上です。

○一ノ瀬委員＝保健所の機能、あるいは今後の採用状況を見ながらということをお話しいただきました。先ほどおつしやつたように、具体的に言うと、とても具体的に申し上げるというような限られた方々のお話でございますが、その方々の年齢とかも見ながら、先々をきちんと考えるような体制であつてほしいなどというふうに思つておりますので、いずれ何かの折にということでもなく、検討というものはぜひ常に進めていただければということを心からお願ひいたしまして、この質問を終わります。

○青木委員＝自民党の青木です。質問は一問のみ、県立大学についてです。先ほどの一ノ瀬委員の御質問があられたところで、重複している質問もあるので、簡潔に、かつ違つた視点からも質問を進めていきたいと思います。

今議会で基本設計の概要が公表されました。県民にとっても県立大学をイメージできるようになつてきたと思います。一方で、今このタイミングで、それも県が構想している学部や規模の大学が佐賀県に必要があるのかなど、県民の間でも理解が進んでいない部分も多いと思つています。また、日々の地域活動を通じて、県民への周知が進んでいるのかどうかという課題と、そもそも関心が薄いという課題もあると感じています。

だからこそ、問題なのは県民不在のまま、いつの間にか県立大学が完成して、県立大学が独り歩きしないようにしなければいけないと思っています。なぜなら、大学や教育、そして、先ほども県が話されていましたが、大学と地域の連携とか、必要性は当然重要だと認識しているものの、だとしても、これは県民

の中で大学が必要である、また、そう思える範囲というのは、いわゆる道路などのインフラ整備や、医療福祉の充実などと違つて、多少限定的であると言えるからです。

したがつて、県ではそのようなことがないように、県民不在のまま進められないようにお願いして、それぞれ質問をしていきます。

まず一問目は、キャンバスについてです。

私としては、このキャンバスのイメージ図を見てみて、おおよそ想定どおり、このようなイメージになるよなといった感じでした。決してこれは悪い意味だけではなくて、佐賀市という立地場所、そして、敷地面積の狭さ、そして、周辺環境への配慮を考えると、おおよそあのようなデザインになるのかなと、そういう部分では適していると思います。

それではまず、コモンズについてです。

設計コンセプトの中には、何度もコモンズという言葉が出でます。聞き慣れない言葉であるし、また、県としても、コモンズのような一風変わったこととをされたいだらうなということは、これまでの事業を見ていてもよく分かります。

設計では、このコモンズと呼ばれるスペースを、全てのフロアに設置を検討されています。また、このコモンズにどのような狙いがあるのか、どのような場面での利用が想定されているのか、まず伺います。

○中島政策企画監=コモンズについてお尋ねでございました。

先ほどありましたけれども、コモンズは多目的なオープンスペースでござります。学生同士が授業時間外でも学びを深めたり、刺激を与え合うと、そういった場所にしたいと思つております。議論とか普通の話し合いでも全然問題ないですけれども、そういったことをやる場だと思つております。様々な形態のコモンズを造りまして、グループ学修、ディスカッション、あるいは個人の

学修をする場というふうなことで利用してもらいたいと思つております。

オープنسペースでございます、開かれた大学でもござりますので、学生はもちろん、大学を訪れる様々な方々が自然に交差することで、思いがけない出会いだとかいうのが生まれるということを期待しているものでございます。

以上でございます。

○青木委員=じゃ、議論じやなくとも、例えば、御飯とかも食べていいということにはなつてているんですか。

○中島政策企画監=御飯も全然問題ないです。普通のおしゃべりからいろんな発想が生まれたりというのもよくある話だと思っておりますので、そういうふた話、人と触れ合う場、話す場というので使っていただきたい。食事もどつていただいていいと思つています。

以上です。

○青木委員=大切なのは、県の事業を見ていて私が思うのは、聞き慣れない言葉、県民に対して結局、最後まで伝わらなかつたみたいな言葉ばかりを羅列して進めるべきではないことがまず一つ。そして、横文字ばかり並べることが、決して県民にとって斬新ではないということ、そして、それが決して学生を呼ぶわけでもないということは認識されていたほうがいいと思つています。

そこで、次のこのコモンズについての管理についてですが、これはいわゆるコモンズの悲劇と言われるようなことがあります。誰でも使える場所、結局、一部の学生が占有してしまうということが起つてしまふ可能性が、これは十分にあると懸念をしているわけです。コモンズをどのように管理していくのか伺います。

○中島政策企画監=コモンズ、先ほど申し上げたようなオープンスペースで、その性格上、誰もが自由に使うことができる場所というふうに考えております。

そのような場所とそういう性格でございますので、委員おっしゃいましたと

おり、起こり得る話としては、長時間の特定の方の占有だとか、あるいは席取りだとか、荷物置きなどで占有するということが考えられると思っております。共有スペースでござりますので、お互いがマナーを守っていくということがまず大事だと思つておりますけども、一定のルールが必要だという場合も出るかもしれません。その場合でも、大学側で縛り過ぎるではなくて自由に使える場所というふうにしたいというのがまず一番でございますので、使っていく中で必要に応じてルールをつくつしていくということにならうかと考えております。

以上です。

○青木委員＝これは様々なコモンズがあると思うので、面積的にも様々ですね。おおよそ何名ぐらいの方々が一度に利用できると思われていますか。

○中島政策企画監＝具体な席数をまだ定めておりません。ただ、授業の合間とか、あるいは、授業前に来て話し合ったり、あるいはお昼どきには食事を取りたう」ともいいますので、相応のと/orか、学生、あるいはもちろん食事を取る場所はコモンズだけではなくて、講義室は昼休みの時間も空いていますので、そういうところを使っていいんですけども、十分に足るような配席というのを考えていきたいと思つております。

以上です。

○青木委員＝そうですね。だから、複数名の利用を想定されているということです、これは一般の方々も当然利用される可能性がありますよね。

その中で、例えば、一般の方が入つてこられてコモンズでお一人で食事を取られている、そこにまず、学生は入りたいと思いますかね。

○中島政策企画監＝そこはそれだと思います。それぞれというのは、外部の方から入つてお話をしたいということもありますし、実際、いろんな大学の現場を見たときに外部の方と話をする学生の姿を見ましたので、そういう学

生もありますし、もちろん勉強に集中したいところであればそういうふたスペースのコモンズであるとか、あるいは講義室の中で勉強するということになります。そこは多種多様、いろんな方がいらっしゃると思います。

以上です。

○青木委員＝私だったらそこに一般の方が食事されていたら多分座りませんね。ちょっと居づらいかななどということを考えると、例えば、一般の方々が入られている、もちろん自由な校風もあるでしょうからいらっしやると。その中で、例え、それぞれのコモンズ一人単位か二人ぐらいの方々いらっしやると、先ほど複数の学生がということで想定されていましたが、そんなにうまく複数の学生たちがそこで議論するようなイメージ、もちろんそりや、そのようなことがあります。理想だと思いますけど、そういうまくはいかないしと思いまして、あとやっぱり、学生」というか、個人のモラル感に頼るというのが私は本当にこれは難しいなと思っていますので、やっぱりそのうち問題が起きてきたら――問題が起きる前がいいかもしれません、その辺の注意喚起は必要だと思います。よろしくお願いしますね。

だから、無駄な空間というか、何名もたくさん座れるのに、結局一人、二人しか座つていなかつたらもつたいないじやないです。だから、そういうことも含めて、利用はまだされていないのでどれくらいか分かりませんが、そういうふうなところも考えて設計というか、考えていただきたいと思います。

先ほど質問にも出ていましたこのオールジェンダートイレですか、これもあつたと思いますし、これは確かに本当に様々な小さい声にも耳を傾けて設計されているというのは分かります。

ただ反面、様々な問題が起きかねないです。トイレを設置するということを望まないことが発生するかどうかということがあるので、慎重に考えるべき部分であると私は思っています。そして、コモンズもそうです。このオール

ジェンダートイレもそうですが、一般の方々も利用されるということで、やはり私この議論を聞いていて一点ちょっと確認しておかぬやいけないなと思ったのが、これはセキュリティーについてはどう考えていられるのか、今の段階で言えることがあればお願ひします。

○中島政策企画監=セキュリティーの話ですが、オールジェンダートイレに限って言いますと、やっぱりオールジェンダートイレだからこそ配慮しなきやいけないということもあると思います。個別にブザーを設置するとか、あるいは、途中話ありましたけども、それをのぞき込みだとか、上と下の隙間がないような設計にするとか、そういうふたできる限りの配慮をしながらということで考えていただきたいと思つています。

以上です。

○青木委員=だから、できる限りの配慮をしなきやいけないようなところを造る必要があるんですね、多目的トイレ用とかじや駄目ですか。

○中島政策企画監=必ずしもそのトイレを使うというものにはしていないと。午前中もお話ししましたけれども、男女別トイレを使いたいという方はそちらを使って結構ですし、オールジェンダートイレを使いたいという方はそういうトイレを使うということで、どちらにも配慮したような造り自体にしたいと思っております。そこはオールジェンダートイレだけを見るんじゃなくて、全体のトイレ構造を見ていただければというふうに思います。

以上です。

○青木委員=でも、二階全てオールジェンダートイレとおっしゃいませんでしたかね。ということは、二階はそれぞれ独立した男性トイレ、女性トイレがなに思つていていいんですか。

○中島政策企画監=二階はございません。

○青木委員=そこはちょっと検討していくべきところがあると思いますよ。全

ての方といつても全ての方はそっち側の方じゃない、オールジェンダートイレじゃないといけない、そつちは嫌だと思う人も多分いるでしょうから、そこも検討する必要ないですか。

○中島政策企画監=学生は、特定の教室があるわけではなく、移動するものでございます。トイレも使いたいトイレが二階なのか三階なのかというのは別にそんな差異があるわけではないと思ってますので、三階のトイレを使いたいから三階のトイレ、二階のトイレを使いたい方は二階のトイレを使うということでいいかと思います。

以上です。

○青木委員=ちょっといまいち分かりませんが、しかし、いろいろ検討されたほうがいいと思つています。ちょっと時間もないんで、次のところに移ります。なので、先ほどの話にもなりますが、やっぱり結局のところ、これは開学をしてしまえば、学生とかそれぞれ利用者のそれぞれのモラルや意識に頼らざるを得ない状況が出てくるわけですね。その際この周知とか案内とか、先ほどもありましたが、注意をしていくとともに、これは実際でも、開学してしまふと結構大変なことになると思いますので、そこはぜひとも配慮していただきたいと思います。

それでは次に、講義室についてです。様々な形での講義を考えられていると思います。

そこで、講義室については可変性の機能も必要だと考えますが、どのような設計になつてているのか伺います。

○中島政策企画監=おっしゃるとおり、講義室は様々な形態に対応したものにしたいと思つております。

「施設機能の考え方」におきましても、そういう彈力的な運用を可能とする施設としたいというふうに申し上げたところでございまして、実際、小講義室

と小講義室の間は可動間仕切りといたします。机とか椅子も、固定式ではなくて動かせるものにしておりますので、二室、あるいは三室を一体化して大きくして使うというような形にもしたいというふうに思っています。

以上です。

○青木委員＝次に、図書館についてです。

図書館について、どのような図書館を目指しているのか。また、一般の方の利用についてどのように考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝図書館につきましては、大学は知の拠点でございますので、教育、研究の両面を支える、そのインフラとして図書館の役割は大きいと考えております。ただ、それはあくまでもハード的なものではなくてソフト機能であると思つております。

今、書籍の形態も変わってきております。書籍も電子ジャーナル、論文あたりも電子のジャーナルに載せるような時代であつたり、あるいはネットワーク化しております。そういったネットワークの流れなども踏まえながら、一人一人の学生、研究者にとってアクセスしやすいか、そういうことも気に留めながら、知のインフラ機能として重視した検討を行つていきたいと思つております。

それから、一般の方の利用につきましては、公立図書館とは異なりまして、専門書が多く占める構成になるかと思います。学生、教員の利用がメインだと思っておりますけれども、特定の分野に関心のある方、あるいは企業の方など、学生や教員以外の方の利用につきましても、そこは制限することなく、一定の手続の下、御利用いただくことができるようにしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○青木委員＝県ではリカレント教育もされる御予定だと思うので、例えば、高

齢の方々とか、そういう方々とかも使えるような図書館と思っていいんでしょうか。

○中島政策企画監＝そこで制限をする予定はございません。

以上です。

○青木委員＝いやいや、というか、分かりやすく使えるかということですよ。そういう年齢とか、ネット関係とか、難しくないかということです。操作性とか、使い方とか、分かりませんが、その辺どうですか。

○中島政策企画監＝どういった仕組みにするかというところはまだこれからの検討でございますが、そういった気にすべきところ、今、御示唆いただきまして、そういうところも気にしながらということで考えております。

以上です。

○青木委員＝ありがとうございます。県が目指す図書館の姿、これも分からなくなっていますが、やっぱりどうしても図書館と言われると、いわゆる面積が広くて、多種多様な蔵書を多く有しながら、趣のある重厚な図書館というのが魅力的なのはこれからも変わることはないと思います。

次に、開学一年目の図書館についてです。

図書館はA館と言われるところに設置するとの計画ですが、A館は二年目からの利用開始となっています。

そこで、開学一年目の図書館はどうなっているのか伺います。

○中島政策企画監＝一年目の図書館についてでございます。

委員おっしゃっていただきましたとおり、今、図書館として配置するのは新しく建てる建物。それは二期生が入ってきたところ、令和十二年四月から使えようになりますので、一年目どうするかというお話をございます。

一年目は、今、総合庁舎が使っている既存建物、そちらのほうに暫定的な図書室、これを設けることで対応することで計画をしています。

以上でございます。

○青木委員＝学生の入学時期によって、あまり差が出ないようにすることが大切だと思います。よろしくお願ひします。

わせながら、あるいは両方使いながらというのもあるかもしませんけれども、そういうた対策を実施設計においても検討してまいりたいと思います。  
以上でございます。

○青木委員＝よくフィルムでミラー式というか、日中は外側から見えない、内側から見えるというのもある。夜はすっぽり見えてしますが、様々なものがあるので、御検討いただきたいと思います。

そこで、ちょっとこれは確認ですが、太陽光発電設備の設置について伺います。

○青木委員＝よくフィルムでミラー式というか、日中は外側から見えない、内側から見えるというのもある。夜はすっぽり見えてしますが、様々なものがあるので、御検討いただきたいと思います。

そこで、私も自宅に使用しているというところがござります。大変機能性が高いフィルムも存在して、特に紫外線透過率が低いフィルムというのも現在はあることから、大変これは有効だと思います。当然カーテンやロールカーテンもあるので、経年劣化の差や日常の使いやすさなども考慮しながら検討する必要があります。

そこで、どのような施工がよいと考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝遮光対策についてのお尋ねでございます。

先ほども御答弁差し上げましたけど、機能面においてできるだけ自然光を使いたいとか、あるいは見える関係、見られる関係にしたいというところでガラス面を多く採用しているところでございます。

そういういましても、委員おっしゃっていただいたように、一定の遮熱・断熱、あるいは遮光、こういったものに対策は必要だと思つております。今これ

をメインでやるという、この場所をメインでやるというのは決めたものはございませんけれども、今、実施設計を進めておりますので、今おっしゃったような問題点あたりも考慮しまして、あるいはもちろん季節とか時間帯によって全然変わつてきますので、そういうことを考慮して、場所に応じてフィルムの施工もはじめ、ロールスクリーンですかカーテン、そういうそれぞれ組み合

○中島政策企画監＝県有施設でございます。その整備に当たりましては、やはり温室効果ガスの削減に向けた基準もございますので、そういう中でエネルギー使用を削減する、エネルギーを生み出す、エネルギーの使い方を工夫する、そういう観点で整備をしていくというものでございます。

太陽光発電施設につきましても導入に努めるとされております。もちろんど

のくらいの規模でというのはありますので、私どもいたしましては、まず、新館の屋上に設置可能な面積ですか、本当に必要なところはどこかと。事務室がやっぱりメインで使うよねというところで、事務室以外は学生がいない時期もありますので、そういったところの使う時間、使い方とか、使う頻度あたりも考えまして、発電設備を置く場所あたりも考えたところでございます。

以上です。

○青木委員=もちろん理解はいたしますが、何かこう、太陽光イコール再エネのイメージキャラクターになつてるので、そこはちょっと気をつけなきゃいけない部分かなと思います。

それでは、次に移ります。将来の設備更新についてです。

校舎について、将来の設備の追加、更新がしやすいようにしておく必要があると思います。特にトイレや洗面などの水回り、電気系統やネット環境に利用するケーブルについてなど、建物ができてしまえばその後の変更ができないものに関しては今から将来を見据えて考えていかねばならないと思います。

そこで、現段階でどのような設計となつているのか伺います。

○中島政策企画監=おつしやるとおり、開学後に使い方が変わったり、あるいは新たな設備を入れたり、設備の更新というのもあるかもしれません。そういう

といった場合にも対応しやすい設計というのは心がけているところでございます。

例えば、レイアウトを変更する可能性、それは事務室、事務フロアですかコモンズというのは多いかと思いますが、そういった場所につきましては変更が容易にできるOAフロアの配線方式を採用するですとか、配線も、おっしゃつていただいたように、増えていったり、あるいは今後、また全然違う配線というのは必要かと思いますので、そういったのに対応できるような、増設できるような配線スペースを確保すること。機械室につきましても、将来、更新ですか、あるいは追加に対応できるスペース、これを設けております。機

器交換時にも搬出、あるいは搬入しやすい動線も確保するということなどを計画しているところでございます。

以上です。

○青木委員=次に、車両動線についてです。

設計コンセプトでは「まちのようにキャンバスをつくる」とされており、多様な人々が行き交い、関わり合い、学び合う場として機能することを意識され、町に開かれたキャンバスをつくるとしています。

しかし、この車両での出入りは国道三十四号、かなり限られるため、東側から来る車のみ出入りができます。自由に出入りするには不便と感じることもあると思います。このように出入りしにくい配置についてどのように考えているか伺います。

○中島政策企画監=出入りの箇所につきましては、いろいろ条件といいますか、検討に当たつて必要な要素がどこかというのを整理しました。

まず、敷地南側、市道がございます。今、総合庁舎を使つてている場合はそちらからの出入りもやつていてるところではございますけれども、あそこは幅が狭うございます。そして、生活道路でもございますので、そういったことへの配慮が必要だというふうにまず考えております。

それから、あそこ、南側のところは、今でも高校生の自転車通学のときの自動車の経路だとというふうになつておりますので、そういったことの安全確保なども必要だと考えておりまして、車両の動線をどうするかというのを検討したところでございます。その結果、国道三十四号のみの出入りということを考えているところでございます。その際にも、できるだけ北側に面するところの西側のほうからの出入りをしたいというふうに思つております。あそこは陸橋になつていまして、メインのところから出入りすると危ないというふうになりますので、奥のほう、西側のほうの出入りにして、なるべく側道側のほうか

らの出入りといふところで、そいつた工夫もしているところがございます。

以上でございます。

○青木委員＝次に、校舎建設費についてです。

校舎建設費について、百三十億円から百四十億円程度と試算されていますが、この建設コストを抑えるためにどのように工夫をされたのか伺います。

○中島政策企画監＝校舎建設費についてでございます。

「施設機能の考え方」と從前示していたものでは、新しい建物は七階建てと想定していたところですけれども、大空間を有します大講義室、あるいは中講義室は平家の一階建てにした、外に出した。講義室ですかコモンズを中心の四階建ての建物を南側に建設するということとしております。既存建物のほう

も、三階、四階部分を教官のエリアとして、そこ辺りも活用するということを

考えまして、コモンズ空間の在り方ですか講義室の数、必要諸室、教官のスペースをどうするかと、そういうところを具体的に検討いたしまして、三つの建物を渡り廊下でつなぐということにしたところでございます。

一つの校舎に学生が閉じ籠ものではなくて行き来するということで、キャンパス内にぎわいも出まして、よりよい計画になつたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○青木委員＝それでは、次の質問に移ります。

続いて二問目、駐車場についてです。

まず、車での通学についてです。

県立大学敷地内の駐車場は約八十台を予定されていると先ほども伺いました。学生の利用は想定されていないことだと理解していますが、どうしても車で通学を希望する、もしくは車でしか通学ができない学生はどうすればいいのか、先ほどもありましたが、改めて伺います。

○中島政策企画監＝学生の通常の通学手段といたしましては、公共交通機関の利用、徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。車での通学を希望する学生、車椅子利用だと、車でしか来れないという学生に対しては利用できるような運用をしたいと思っておりますが、それ以外の学生に対しては、近隣の駐車場などを利用するということになるかと考えております。

以上です。

○青木委員＝これから学生が増えていく中で、思う以上に車での通学希望者がたくさんいた場合、例えば、県でどこか学生用の駐車場として月ぎめを借りて、そこに支払いがもちろん生じるんですが、そういうことを検討される予定はありますか。

○中島政策企画監＝県が駐車場を借り上げてということは想定していない、予定していないところです。

○青木委員＝承知しました。

周囲には当然、商業施設が連なっています。迷惑とならないよう細心の注意を払っていく必要があります。

次に、近隣の駐車場についてです。

自動車通学の学生が近隣の駐車場を借りるとした場合、大学の近くに学生用の駐車場として県が利用できる駐車場を確保する計画、これは同じになりますが、また改めて、例えば、借り上げるとか、近くの土地が空いていたらとか、そういう計画はありますでしょうか。

○中島政策企画監＝まず、繰り返しになりますが、学生の通学手段は公共交通機関、徒歩、自転車、バイクを想定しているところでございます。車で来る学生もいるかと思いますが、近隣にも幾つか駐車場はございます。学生利用を想定した駐車場を大学 자체が準備をするというのは、先ほど申し上げたように予

定をしておりませんが、大学周辺におきまして、民間を中心として様々な動きが出てくると思います。必要であれば、学生が民間駐車場を借りるということになるかと思います。

以上です。

○青木委員＝次に、周辺施設への駐車についてです。

先ほども述べましたように、近隣の迷惑とならない配慮が重要です。アリーナの教訓も踏まえて、周辺の商業施設等に駐車しないように学生などに対する周知が必要だとも思います。

そこで、周辺施設の駐車についてどのように考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝平日に日常的に大学に通う学生、それと一度に数千人が集まるイベント時に一時的に来場する方、ここは利用する目的だと、その数は異なってくると思います。迷惑駐車に対する意識は異なるかなと思つております。されども、ただ、学生に対してしっかりと指導していくということは大事だと思つております。通学時の交通ルール、マナーなどと併せまして、迷惑駐車につきましても周知、指導していくことになるかと思つております。

以上です。

○青木委員＝やはりこの部分も、先ほどの話にもなりますが、学生などのそれ

ぞのモラルに頼る部分が大変多くなってくると思うので、アリーナのこともありましたから、考えられている以上に大変難しいことになつてくると思います。

続いて三番目、ベースキャンプについてです。

市町との調整などについて、ベースキャンプの進捗状況はどうなつてているのか伺います。

○中島政策企画監＝進捗状況でござります。

ベースキャンプにつきましては、もともと県立大学は、県内全体をフィールドとする課題解決型学習を重視するということで考えております。それぞれの学修現場に応じて最もふさわしい場所にベースキャンプをつくっていくということになると思います。

その在り方につきましては、現在、市町の皆さんと地域が抱える課題、あるいはその地域の団体、企業が抱える課題、そういうものを想定いたしました

り、ベースキャンプになりそうな場所をリストアップするとといったことを始めているところでございます。

以上でございます。

○青木委員＝次に、移動手段についてです。

ベースキャンプは県内各地に設置されることになると思います。その場合の移動手段について、どう考えているのか伺います。

○中島政策企画監＝課題に応じまして、現場に滞在する期間ですとか頻度なども異なつてまいります。県立大学の距離ですか公共交通機関の状況なども異なつてまいりますので、そういうことに応じまして、移動手段をそれぞれ考えていくことになるかと思います。

ほかの大学の事例を見させていただきますと、協賛企業さんですかレンタカー会社さんと連携して車を構内に置いてもらつたりとか、それを使って活動するということもあるようでございます。市町ですか地域、団体、企業の皆さんにそれぞれ御協力をお願いするということもあるかと思います。そういうたのも含めまして、どんな可能性があるか、どういうことができるかということの検討を続けていきたいと思つております。

以上です。

○青木委員＝では、次の質問に移ります。四番目、教員採用についてです。

一般質問において、来年四月をめどに教員の公募を順次行つていかれるとの答弁がありました。県立大学にはどのような方に来ていただきたいと考えているのか。また、人手が不足しているというよりも、優秀な方ほど既に御活躍されている中において、教員が集まる当ではあるのかについて伺います。

○日野政策総括監＝まず、県立大学で求める教員像ですけれども、今年二月に公表しました「現時点でのとりまとめ」におきまして、四点示しております。

一点目は、県立大学の理念を理解して、ディプロマ・ポリシーであるとかカリキュラム・ポリシーといった大学運営の基本について御理解いただき、教育研究活動を推進できる方。

二点目につきましては、学生の熱量とシンクロする高い熱量も教員の方に持つていただきたい。PBL等の実践的な教育を重視しますので、学生目線に立つて学生の学修意欲を引き出すことができる方に来ていただきたいと思います。

三点目は、学生に知識を教え込むだけではなくて、ファシリテーターの役割を担つて学生の成長を支援することができる方。

四点目には、様々なこれまでのキャリアで県内外の様々な主体とのネットワークを持つ、また、そういう方々と積極的に連携、協働する意欲を持つている方にしていただきたいというふうに思つております。

現在、専門家チームと共に大学のカリキュラムを検討しています。ですから、このカリキュラムの検討と並行して教員の求める科目といいましょうか、そういったものが決まってくるわけでございまして、来年四月を中途に順次教員の募集に入つてきます。

教員募集の方法でございますけれども、これは公募を基本だというふうに考えております。具体的に申し上げますと、こういう大学で働く教員の方々を募集するときに、国立研究開発法人科学技術振興機構というものがございまして、

））がJREC—INというポータルサイトを運営しております。いろんな大学だと研究機関から、うちにはこういうポストを今募集しておりますということが一覧になっているわけなんです。大体大学だと研究機関にお勤めの方、あとそろそろ就職しようというか、研究段階から博士課程を経て、どこかの大学で教鞭を執りたいと思っている方は大体こういうポータルサイトをチェックするというのが通例でございますので、こういったポータルサイトを通した公募を行つてまいります。

また、この公募と並行いたしましていろんなネットワークを駆使しながら、県立大学の教員にふさわしい方にお声かけをしていただきたいというふうに思つております。

以上でございます。

○青木委員＝それでは次に、目玉となる教員についてです。

先ほども述べたように、目玉となるような教授ほど来ていただくのには大変だと想像ができるわけです。加えて、目玉となるような教授がいれば、学生が集まるとも考えられますが、どう考えているのか伺います。

○日野政策総括監＝どういう方が目玉になるかというのはなかなか一概には言えないというところがまずあると思います。受け取る側の問題もいろいろあると思います。学生から見て、社会的に知名度のある方が目玉なのか、それともある研究に引かれてこの人のところで学びたいと、数は多くなくとも私は行きたいというのが目玉と思うかもしれない。そこは一概には正直言えないんだろうと思います。

ただ、私ども考えることは、先ほど申し上げました県立大学の理念とか教育方針とかに賛同する教員に来ていただきたいというふうに思います。日本の大学は、ややもすると研究はすごく熱心なんだけれども、教育に関してはそうでもないという教員の方もおられるわけなんです。私どもはやっぱり教育方針に

ついても賛同いただきたいと思ひますし、また、県立大学に来ていただいた方が一年、二年、三年というふうにたつことによつて、学生の間から、あの先生よかつたよねという口コミで後輩だとかに響くという例もあるうかと思ひます。

いずれにいたしましても、私ども、目玉がどうこうということはさておき、こういう大学の理念、その方の教育方針、それから、学生の教育について熱量を持つた方に来ていただいて、そこに学生の方が魅力を感じるような大学にしてまいりたいと思つております。

以上でござります。

○青木委員=では続いて、五問目です。住民説明会についてです。

まず、住民説明会の開催についてです。

これは、県立大学予定地において十二月十七日ですか、十九時から予定をされているということで、この議会に報告があつたわけではないんですが、近隣住民等へ説明会を開催する予定、もしかしたらこれになるかも知れませんが、伺います。

○中島政策企画監=住民説明会を予定しております。今おつしやつていただき十二月十七日のものでございます。基本設計が今取りまとまりましたので、そのタイミングでもございますので、もし工事に入りますと、こういうスケジュールですよということをお伝えする地元住民の皆様への説明会というのを予定しているところでございます。

以上です。

○青木委員=それでは次に、住民説明会の内容についてです。

今回のこの住民説明会は、どういった範囲の住民を対象にされているのか、また内容について伺います。

○中島政策企画監=県立大学の設置は八丁畷町に予定をしていますけども、そこを含みます自治会、佐賀市の八丁畷自治会でございますが、その自治会にお

住まいの方を対象に開催したいと考えております。周辺道路なども関連しますので、佐賀市の方も同席いただいて合同開催という形でしたいと思つております。

県からは、主に県立大学の概要ですか、建物の概要、あるいは工事に進みました場合のスケジュールの説明を予定しているところでございます。地元の方の質問、疑問にお答えする場にしたいというふうに思つています。

以上です。

○青木委員=ということは、大学の内容というよりも、例えば、工事に入ったときに迷惑をかけるからとか、どつちかというと、そういうイメージですか。

○中島政策企画監=そちらの面が多うございます。やっぱり近くの方で、解体が進みますけども、どういった時期から騒音ですか、振動あたりが来るのかなということをお知らせしたいというところ、そちらのほうに重きを置いているところでございます。

以上です。

○青木委員=理解しました。ありがとうございます。

それでは、続いて六問目、留学生の授業料についてです。

県立大学においても一定数の留学生が学ぶことになると思います。留学生の授業料について、先日、国立の東北大学では留学生の授業料の値上げを決定したとありました。私自身もアメリカに留学したときは、現地の学生と比べて恐らく三倍近い授業料であったなど記憶しています。

したがつて、意欲ある外国人留学生に学んでもらうためにも、金額の違いは設けるべきだと私は思いますし、設置後、途中から値上げするということも大変難しくなつてくる中で、当初から設定されるほうが望ましいとは思いますが、そこで、留学生の授業料について現時点ではどのように考えられているのか伺います。

○日野政策総括監＝今、留学生という言葉がございましたので、言葉の整理だけさせていただくと、留学生は大きく二種類あると思います。

一つは外国籍の方がお住まいの国において、日本でいうと、高校課程を卒業されたような形で、そして、県立大学の入学試験を受けられて県立大学の学生になられる方、これが一つ。

もう一つは、外国籍の方がお住まいの外国の大学に入られて、言つてみれば、県立大学の学生と交換留学、協定を締結して学生を交換するような交換留学のパターンがあると思います。

前者、外国籍の方が県立大学の入学試験を受けて県立大学の学生になられるという、一般的に留学生枠という言葉もございますけれども、こういったことにつきまして、今私どもはその枠をどうするかということ自体を現時点で詳細に検討しているものではございません。

それから、交換留学については当然開学後のお話になります。

現時点の状況は以上でございます。  
○青木委員＝じや、まだまだそこはこれから考えられていくことと間違いないですね。

それでは、続いて七問目ですね。高専ではなく大学を設置する理由についてです。

滋賀県では、県立の高等専門学校、いわゆる高専が二〇一八年に開校予定となっています。他県では高専の新設が今でも行われていると承知をしていてところです。高専については以前から県内産業界からも要望が上がっていたと思います。そんな中において県では県立大学の設置を力強く進められていることと思います。

そこで、高専よりも大学を設置する理由を伺います。

○林政策総括監＝高専も大学もない本県においては、まず、他県で標準的に備

わっている公立大学という機能を本県にも設置することが必要だというふうに考えております。

一方で、今、委員からも御指摘ありましたように、高専の設置について、ものづくり系の業界からも要望がずっと続いているということは承知をしております。

ここで高専の現状について全国の状況を眺めてみると、高専は全国で五十八校ございます。そのうち国立が五十校、公立が三校、私立が四校となっています。先ほど御紹介いただいた滋賀県立高専につきましては、公立高専の全国四例目として令和十年四月開学を目指しているという状況でござります。

こういうふうに全体を見てみると、一般的には高専というのは国が設置をするのが多くて、ただ、国はこれ以上国立高専を設置する意図はないということとは、これまで明確に我々県議会でも国の見解として申し上げたところでございます。

また、私立四校のうちの一つは令和五年四月に「神山まるごと高専」というのが徳島県に開校されまして、こちらは民間企業十一社が百億円集めて開校したというものです。

高専にチャレンジする県もございますし、そうした民間の事例もございますが、こうした他県の状況も注視しながら、本県ではどういう方策であれば可能なのかということについては引き続き研究をしていきたいと思っております。以上です。

○青木委員＝続いて八問目、県民世論調査についてです。  
まず、県民世論調査の結果の受け止めについてです。

先日、佐賀新聞が実施した県民世論調査では、県立大学構想の賛否に関して賛成は四六・八%であり、前回の調査に比べて〇・三%の微減がありました。

今回のこの調査の数字をどのように受け止めているのか伺います。

○中島政策企画監・世論調査の結果の受け止めでございますが、県といたしましては、県立大学については一定程度理解をされているというふうに認識しております。

ただ、その調査の中でも四分の一の方が分からぬといふ評価もされておりまして、委員が冒頭おっしゃいましたけれども、関心を持っていたらしく、興味を持つていただくということは引き続き続けていかなければいけないと思っております。大学に関して佐賀県が置かれている状況ですとか、これから大学が果たす役割、そういうことを伝え続けていくことが大事だと思つております。そういうことを繰り返しまして、多くの方々に県立大学にまず関心を持つていただき、一緒に育てていきたい、一緒に育つていただきたいというふうに思う方、こういう方を増やしていくかと思いますし、そういった方々を増やして実際参画いただくと、参画を促すというような取組を進めていきたいと、以上です。

○青木委員＝本当に関心を持つていただくことが大事であるのと同時に、魅力をいかにして伝えていくかというのが大変重要なことだと思います、改革前は特に。

私は、これまでインターン生を多く受け入れてきた経緯があります。出身はもちろん佐賀県内、多くは佐賀市、ほかに唐津市、鳥栖市、福岡県では福岡市、糸島市からの学生もいまして、大学では、多くは佐賀大学、続いて九州大学、長崎大学、そして福岡市内にある私立大学ですね。

ここ数年間のインターン生に対して、全ての学生に県立大学というものが議論に上がっているので、この県立大学について意見を求めてきた経緯があります。おおよその県立大学の規模、そして内容、これを伝えると、やっぱり残念なのは、自分だったら目指さないとの意見ばかりでした。特に県内外の優秀な学生

に来てもらうのは本当に難しいことになつてくると思つています。よつて、選んでもらう大学をここ佐賀県につくるということが、何か今の状況では難しい現状では悔しくも現実であると思います。

まずは若者にとって魅力ある、住みたい県にならないと、そこで四年間という貴重な時間を過ごすというイメージをも持つていただけないのは、ここにいらっしゃる県外、特に首都圏の大学に行かれた方々は御理解いただける部分もあるのではないかなど考えます。特に残念だったのは、インターン生のうち、福岡県出身で佐賀大学に進学した学生たちの全てが佐賀県では就職する気はない、既に学生時代に決めていたことです。これは就職先がどうのではなくて、やはり働く場所として、または住む場所として佐賀県が若者に選ばれていない現実があるし、我々はそれを重く受け止めなければならないと思います。だからこそ、県立大学をつくられるのであれば、県外から通うことになる学生たちの心を、この佐賀県が四年間の間につかむことができるような取組も県全体で行っていく必要があると考えているところです。

次に、県内企業が求める人材についてです。  
県内卒業生の県内企業への就職を期待するものであると思いますが、県内企業が大学を卒業した学生を必要としているデータはあるのか伺います。

○中島政策企画監＝現況を申し上げますと、県内の二つの大学、佐賀大学と西九州大学の例ですけれども、佐賀大学におきましては、就職者七百四十九人に對して求人、県内企業からの求人は三千三百三十六件、西九州大学におきましては、同じく就職者四百二十四人に対しても県内企業からの求人が八百五件となつております。

求人を件数で申し上げましたけれども、一件当たり複数人数の求人というのもございますので、実際はこの件数よりも多くの求人があつてることござります。そういうことで、県内企業の大卒者へのニーズというのは高い」と示しているというふうに考えております。

加えまして、令和五年十二月、あるいは令和六年九月に経済界から出されました要望書の中で、人材不足の解消につながる人材確保の推進ということも求められておりまして、県内企業の今のデータ、あるいは要望の状況からも県内企業の大卒者への求人ニーズが高いというふうに考えております。

以上です。

○青木委員＝それでは、最後に県民理解の促進についてです。

反対の主な理由として、県内企業への就職には結びつかないが三二・七%、また少子化による大学間競争が厳しいが二八・三%、そして建設費や運営にかかる財政負担が二〇・一%となっていました。

地域でお話を伺う中で、私のイメージとしては、この県立大学について県民の間でも少しづつ周知をされてきた部分はあると思つています。ただ、全体像が見えてきてはいるんですが、その上で、例えばその規模の、またそのような内容の大学だったら必要ないのではないかという意見も結構あるわけです、内容が分かった上でね。だから、見えてきたからこそ反対も実際にあるので、まだまだ完成していない県立大学ですが、なかなかよさが伝わっていないとう、例えば、周知されていないから賛成が少ないということだけではないと思います。

そこで、この県立大学について、県民の理解を得ていくおつもりか伺います。

○中島政策企画監＝周知のお尋ねでございました。

おっしゃつていただいたように、県民の皆さんそれぞれ関心が全くない方も

いらっしゃるかもしれないし、少し知つてあるけれども、それが部分的なものということもあるかと思います。そういういろいろな方がいらっしゃるということを認識しながらも、私たちは伝えていく努力というのはしていかなきやいけないと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、県立大学特有の意義ですか、県が置かれている状況、果たすべき役割というのを、あらゆる手を使って伝えていくといふことに尽くると思います。

その手法につきましては、今、申し上げました、県民の方がどこまで知つていらっしゃるかというところにもよりますし、あるいは業態としましては教育現場に対してもうだとか、企業現場にどうするんだとか、あるいは年代ごと、業種ごと、それぞれの立場で関心事も違いますので、そういうことに応えられるような説明や意見交換というのが大切だと思つております。

これまでやってきてるテレビ、新聞等のメディアとか、あるいは動画などもやりましたけれども、ほかシンポジウムとかセミナーとかなりますが、それ今までやつてきたことに限らず、いろんなやり方があると思いますので、それぞれ工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思つております。

以上です。

○青木委員＝それぞれありがとうございました。

私がこの県立大学ということを知るというか、考え出したのが議員一期目から二期目の間、私、浪人中だったんですが、そのときだったんですね。県議会議員の選挙のときでも、たしか争点にはなつていなかつたのかなというふうに思いますが、再選できた後も、県立大学 자체は、学生との交流もあったので、どちらかといえば私は賛成だったんですね、反対ではなかつた。

ただ、全体像が見えてきた中で、大学生とも密に話を聞いたりしていく中で、この大学だったら果たしてどうだろうかと考えるようになつたわけです。日本

全国から見たときに、私はもうちょっとがつたほうがよかつたと思っている  
んですが、注目される大学に、まず場所的な問題がある。規模的に、それが果  
たしてなり得るだろうかということを考えるようになつた。

そして、県立大学と全く関係ありませんが、県の大型の国家プロジェクトで  
もある新幹線整備のようなことさえも、佐賀県がなかなか進まない中で、やは  
り学生たちとも話をしている中で、そのような魅力度とかにも資する事業すら  
進まない中で、果たして今このタイミングで大学が本当に必要なのかというの  
は、やはりこの際、県立大学がないからという大義名分に対して理解が難しく  
なつてきているというのが正直な意見、事業に対する意見になります。

しかしながら、しつかり県側の皆様も努力されて、本当に唯一無二のいい大  
学をつくろうとされている、それは理解します。その中で今後、県民が不在と  
ならないように、県立大学構想をぜひ進められていかれたらと強く要求をして、

質問を終わります。  
以上です。

○徳光委員＝県民ネットワークの徳光清孝でございます。

私が五人目ということになります。私の前までの四人の委員の方は、今日、  
質問者が多いということでかなり配慮していただきまして、思ったよりも時間が  
早く私の質問になりましたので、早速質問に入つていただきたいというふうに思  
います。

問い合わせは一つだけです。佐賀県警のDNA型鑑定の不正問題について、何点か  
お尋ねをしたいと思います。  
九月八日に佐賀県警科学捜査研究所の技術職員が、DNA型鑑定で虚偽の書  
類を作成するなど、不正行為を行つていたことが明らかになりました。その件  
数は百三十件というふうに言わっています。

この不正は、警察全体に対する県民の信頼を失うものであり、同時に公判に

対する物証の信頼も揺らぐものでありまして、極めて重大かつ深刻な課題、問  
題であると受け止めております。

九月定例県議会では、私も含めて質疑が行われました。そして、定例県議会  
の最終日には、御承知のとおり、「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事の再発  
防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致で可決をされたところであ  
ります。

また、この不正問題に関しては、佐賀県弁護士会をはじめ、各地の弁護士会  
の会長の談話等が県警や県議会にも寄せられているところであります。それを見  
ると、全てがやっぱり第三者による調査というのを求めているところであ  
ります。

さらに、十月八日からは警察庁による特別監察が始まりまして、十一月二十  
七日にその中間報告が公表されたところであります。  
いずれにしても、この不正問題は全国的な問題として受け止められておりま  
して、今後の佐賀県警察の取組も注目されていると思つております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、県議会決議についてなんですが、県警察の県議会決議の受け止めにつ  
いてです。  
この十一月定例県議会では、公安委員長に対して、この受け止めについて一  
般質問がありました。九月定例県議会で「佐賀県警察本部DNA型鑑定不祥事  
の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致で採択されたところ  
であります。県警察はこの決議の意義をどのように検討されたのか、そして  
また、決議をどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝県議会決議の受け止めについてお答えいたします。  
前九月議会の最終日の十月二日、県議会におきまして、「佐賀県警察本部D  
NA型鑑定不祥事の再発防止と県民の信頼回復を求める決議」が全会一致によ

り採択されました。私は本会議の後に、議長室におきまして、宮原議長から直接、決議を頂きました。その後、しっかりと拝見いたしております。

私は、県警察の責任者としまして、今回の事案により、県警察に対する県民の信頼を著しく損ない、また、このように県民の負託を受けておられる県議会の皆様から厳しく御指導を賜る事態を生じさせたことを大変に申し訳なく思つております。当然のことながら、今般の決議につきましては非常に重く受け止めております。

以上でござります。

○徳光委員＝重く受け止めているということで、公安委員長もそのように今回答弁されていますが、じや、重く受け止めている県議会の決議に対しまして、県警察としてはどのように応えていこうとしているのかお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝決議におきましては、その表題に示されておりましたとおり、県警察に対し、今回の事案について、その再発防止と県民への信頼回復が求められているものと承知しております。

再発防止策につきましては、これは後ほど詳細を御説明できる場があろうかと思いますけれども、今回のような事案を二度と起こすことのないよう、今回 の事案の原因をしつかり分析した上で、科学捜査研究所におきます取組、また、県警察全体におきます取組として、それぞろ多くの施策を検討し、できるものから順次実行に移しております。

また、信頼回復という面について申し上げますと、本件につきましては、これは御案内のとおり、現在、警察庁による特別監察が続いている状況にあります。改めまして、今回の事案は、県民はもちろんのこと、DNA型鑑定に対する国民の信頼を損なうものであり、多くの方からの厳しい御指摘をいただいておりますことに申し訳なく思つております。

さらに、信頼回復という意味で申し上げますと、これは決議にもありましたように、できる限り透明性を重んじ、状況を広く御説明する。これは説明責任

を果たすことが重要であると考えております。

先日、警察庁から特別監察の中間報告が示されたときも、できる限りの御説明をしたところであります。引き続き再発防止策の実施状況も含めまして、県民に対し丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

そして、このことは既に申し上げておりますように、警察庁の特別監察の結果につきましても、今回と同様、その結果が示された際は、県民の皆様にしっかりと御説明したいと考えております。

加えまして、県民の信頼回復という面につきましては、県警察職員がそれぞれの持ち場におきまして、しっかりと日々の警察活動に取り組み続ける。それにより、様々な治安課題にも的確に対応し、そして、僅かずつであっても、県民の信頼を回復してまいりたいと考えております。

以上でござります。

○徳光委員＝また後で少し触れますと、前語りでも言いましたとおり、全国の弁護士会のほうから様々な談話というのが寄せられています。その中を全部読んでも、やっぱり第三者による調査というのを求めている内容になっています。承知されていると思います。これらの談話について、どう受け止めているのかお尋ねをいたします。

○福田警察本部長＝県弁護士会の会長による会長声明や申入書につきましては、私も当然拝見しております。また、ほかの県の弁護士会の方からも、今回の事案についての談話などが寄せられておりまして、私どもも拝見しております。

改めまして、今回の事案は、県民はもちろんのこと、DNA型鑑定に対する国民の信頼を損なうものであり、多くの方からの厳しい御指摘をいただいておりますことに申し訳なく思つております。

県警察としましては、今回の事案に関しましては、これまで県議会や記者会見の場などにおきまして様々に御説明してまいりましたが、引き続きこう

いった場を通じまして、様々な方々からの御懸念に対し、より御理解をいただけますよう丁寧な説明を続けてまいりたいと考えております。

また加えまして、これは繰り返しになり大変恐縮でございますが、現在、警察による特別監察が継続中でございまして、個々の鑑定内容の確認などが今精査が行われておりますので、県警察としましては、まずはこれに真摯に対応してまいりたいと考えております。また、申し上げたとおり、特別監察の結果につきましては、県警察としましても、県民の皆様に丁寧に御説明したいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝全国十のということなんですが、札幌弁護士会とか、第二東京弁護士会とか、大阪弁護士会、岡山弁護士会ということで、十ぐらい今のところ届いているということになります。しかも、弁護士会ですから、やっぱり弁護士の方々は日々、公判でいろんな物証、DNA型鑑定を含めて、いろんな物証を基に裁判に臨んでいるわけですね。だから、そういった、もうまさにプロの方が心配されていると。しかも、第三者による調査がやっぱり必要なんじやないかというふうに言つているんですよ。

先ほど本部長に答弁いただきました。確かに決議の表題は、再発防止と県民の信頼回復というふうになつてますが、そのためにも、本当に警察だけによる調査で十分なんですか。それで再発防止に至ることができるんですか。それで県民の信頼を回復することできるんですかという意味で、私たちの決議の中でも第三者による調査というのを盛り込んでいるわけなんです。

だから、本当にこの県議会の決議を重く受け止めるというのであれば、表題の二つのこと、当然それはやつてもらわないといけませんが、その前提として、やっぱり調査の在り方というのは、もう一回立ち止まって考え方直して、第三者ということも考えたほうがいいんじゃないですかということを求めているわけ

ですが、改めてその点についてお尋ねいたします。

○福田警察本部長＝決議につきましては、重ねてになりますが、重く受け止めております。

今回の事案に関する県警察の調査に関しましては、これはるる御説明しておりますが、公安委員会におきましてしっかりと確認をいただいております。その上で、これも重ねて申し訳ないんですけども、今、この県警察におきまして調査しまして、一件一件の内容も含めまして、警察庁の特別監察が実施中でございます。それに対しまして、恐らく後ほど説明はあるかと思いますけれども、例えば、関係書類ですとか関係データなども全て求めに応じまして我々も提示してございます。

そういう状況でございますので、まずは警察庁の特別監察にしっかりと我々としても誠実に対応してまいりたいというのが今の考え方でございます。そして、対応した結果の特別監察の確認結果につきまして、恐らくこれは警察庁からまたこちらに連絡があると思いますので、それにつきましてはできる限り皆様に御説明したいと、かように考えてございます。

○徳光委員＝確かに今、警察庁の特別監察が実施中ということで、警察庁が特別監察の中で県警が調査をした事案についてどんな見解を示すのかということも当然僕らも注目をしていきたいというふうに思つていて、また後で触れたいというふうに思います。

そこで、今、お話出ていました警察庁の特別監察についてなんですが、まず率直、特別監察とは何なのかということなんですね。警察庁の特別監察とはどういうものなのか、特別があるからには普通の監査が日常的にあつていると、ことだと思うんですが、どういうものなのか、また、実施をするための法的な根拠というのは何なのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長＝特別監察についてお答えいたします。

警察庁が実施する監察につきましては、国家公安委員会規則である「監察に

関する規則」におきまして必要な事項が定められております。

また、同規則第三条においては、「監察は、監察実施計画に従い実施するほか、監察実施者が警察の能率的な運営又はその規律の保持のために必要があると認めるときに実施しなければならない。」とされております。

警察庁による監察は、通常、毎年度作成される監察実施計画に基づき都道府県警察等に対して実施されるものでございますが、今回の特別監察は、今回の事案の重大性などを踏まえ、この規定にいう「警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるとき」に該当するものとして県警察に対して実施されるに至ったものと理解しております。

そして今回、県警察に対して実施されております警察庁による特別監察は、県警察において発生したDNA型鑑定に係る不適切な取り扱い事案に関し、DNA型鑑定の実施体制とその実施状況、及び不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策について行わされているものでございます。

○徳光委員=それでは、これまで特別監察の事例というのはどういうものがあるんでしょうか。

○中嶋警務部長=特別監察のこれまでの事例についてお答えいたします。記録で確認する限りではございますが、警察庁による特別監察を県警察が受監するのは今回が初めてでございます。

ほかの県警察に対する特別監察の事例につきまして、県警察としては承知しておりますが、今般、警察庁に問い合わせいたしましたところ、直近では、

令和六年六月に鹿児島県警察に対して、鹿児島県警察で発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策について特別監察を実施した例があり、その実施結果として、鹿児島県警察において、一連の非違事案の原因分

析とそれを踏まえた再発防止策が策定されたとのことでございました。

これ以上の詳細につきましては、ほかの県警察のことになりますので、お答えは控えさせていただきます。

○徳光委員=そうですね、記憶にあるのは鹿児島ということが私も覚えていました。

この特別監察を受けたことへの受け止めなんですけれども、佐賀県警で初めてということなんですが、警察庁が特別監察を実施するようになつたことを県警察としてどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○中嶋警務部長=特別監察への受け止めについてお答えいたします。

警察庁において、今回の事案をDNA型鑑定に対する国民の信頼を損なう重大なものであるとして、文字どおり、特例的に監察の実施に至つたものと理解をしております。

県警察といったしましては、特別監察が開始され、警察庁首席監察官らが来県した十月八日以降、現在の対応を続けております。

具体的には、警察庁の調査チームからの幹部を含めた県警察の関係職員からの聞き取り、関係資料や関係書類、関係するデータ等の提示の要請につきまして、都度速やかに対応してきているところでございますが、引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、特別監察におきましては、国家公安委員会の指導の下で、警察庁の担当職員のみならず、附属機関である科学警察研究所に所属するDNA型鑑定の専門家を含めたチームが派遣されているものと承知しております。

加えまして、警察庁の説明によりますと、鑑定結果の確認は外部のDNA型鑑定に係る有識者の方々から意見が聴取され、その内容を反映した手順に従って実施され、その結果につきましても、外部の有識者の方々の意見の聴取を予

定しているとのことござります。

もとより、今回の事案につきましては、県警察としてできる限りの調査を行つたところでございますが、今回の警察庁による特別監察におきましては、今、申し上げたような高い専門性を持つて徹底して確認がなされているものと理解をしております。

いずれにいたしましても、県警察としましては、警察庁による特別監察に対しまして真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○徳光委員＝佐賀県弁護士会会长の談話、特別監察を受けての談話というか、文書を私も読ませてもらいました。特別監察の、先ほど法的な根拠というのを言われましたけれども、監察に関する訓令の第二条の二に、「監察責任者は、その指名する職員に監察を行わせることができる。」とあって、佐賀県弁護士会の会長さんの言葉を借りると、やはり警察職員が行うのであって、そこはやっぱり第三者的なものが必要ではないか、内部調査にすぎないのでないかというふうな表現をされていました。そういうふた報道もあつたと思います。

今のお答弁では、それに加えて専門家の所見を聞いたりということをやるんだということを言われているんですが、調査そのものはやっぱり特別監察であつても警察職員の方がやるというふうに思つんですね。だから、その辺で本当に県民の信頼が回復できるのかとか、いろんなことが懸念されるんですけど、弁護士会長の、やっぱりそつは言つても内部調査の一つにすぎないんじゃないのということについてはどのように受け止めていますか。

○中嶋警務部長＝県弁護士会の会長による会長説明や申入書につきましては、先ほど本部長から答弁もあつたとおり、私どもも拝見をしているところでございます。

ただ、今、答弁させていただいたように、我々県警察におきましては、現在、

警察庁による特別監察を受監中でございます。

その中で、先ほども御説明をして繰り返しになつて恐縮ではございますが、我々が調査した内容等につきましても、一つ一つデータ、書類、こういったものを精査し、また、その中で向こうで分からぬものがあると我々に確認をするなど、しっかり内容の確認がされているものと考えております。

そういうことから、我々としても、まずは特別監察にしっかりと真摯に対応していきたいと考えておりますし、その内容につきましても、その結果につきましても、県民の皆様にしっかり説明をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○徳光委員＝分かりました。また、第三者による調査については、私はかなりこだわつてまた質問したいと思います。

次に行きます。

中間報告なんですが、中間報告が出されました。私も説明を受けました。ただ、警察庁の方がやつた中間報告なので、この中身についてどうこうというのは県の警察の方に質問してもちよつと立場的に答えにくいのかなと思いますので、まずは中間報告が出されたわけなので、この中間報告については今、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○中嶋警務部長＝中間報告の受け止めについてお答えいたします。

先ほど委員からもありましたが、十一月二十七日に警察庁より県警察に対しまして、特別監察の実施状況について中間報告の通知がございました。これにつきましては、県警察といたしましても会見をその日開きまして、速やかに公表しております。また、県議会の皆様に対しても御説明を差し上げたとおりでございます。

警察庁の特別監察では、本県元職員が単独で実施した全ての鑑定六百四十三件に関しまして、捜査、公判への影響の有無と、あと鑑定の実施状況の確認が

行われていることがあります、今回の中間報告では、県警察が不適切と認められた百三十件の嘱託鑑定につきまして、その捜査、公判への影響の有無について優先的に確認が行われ、現時点での確認状況として示されたものと理解をしております。

それによりますと、百三十件のうち犯罪捜査目的により実施されたものが百一件、犯罪捜査目的以外の目的により実施されたものが二十九件であること、

犯罪捜査目的により実施された百一件について、本来、被疑者でない方を捜査対象とした、本来拘束すべきでない方を拘束した、犯人でない方を被疑者として検察庁に送致したといった捜査への影響はないことが確認されたこと。また、捜査中の事件に関する鑑定二十五件、及び時効が成立している事件に関する鑑定九件について、本来判明するはずの被疑者を判明させることができなかつたといった捜査への支障が生じていなか引け続き確認を行うことなどが示されてございます。

いずれにいたしましても、警察庁によりますと、今回の中間報告におきまして、引き続き確認中とされた事項や百三十件に係る鑑定の実施状況、また、そ

れ以外の鑑定五百十三件に関する捜査、公判への影響と鑑定の実施状況について引き続き調査を続け、それらの調査を通じて本県警察におけるDNA型鑑定の業務上の問題点を抽出し、その原因を分析した上で、改めて警察庁として再発防止策を検討するとのことでございまして、県警察としましては、引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員=現在判明している分でいえば、公判とか捜査には影響なかったと。

ただ、まだ今後も精査しないと分からぬものもあるんだということだと思います。

県警察の調査との関連について、中間報告の内容と県警察の調査内容とのそ

とはあると考えているのかどうかということで、これも報道によるところ、検察庁に送致した件数が、県警察が説明した件数と警察庁の中間報告に記載された件数が違うというのが報道されていましたが、そこがあるというふうに受け止めているのか、どう考えているのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長=中間報告と県警察の調査内容についての関連についてお答えいたします。

県警察といたしましては、今回の事案につきましては、当該職員による不適切な取り扱いにより、その後の捜査や公判へ影響がなかつたかという点が最も慎重な評価を要するものであるというふうに考えております。

中間報告におきましては、あくまで現時点で確認された限りというところでございますが、これまでのところ、先ほど御説明したように、本来被疑者でない方を捜査対象としたなどという捜査への影響はないことは確認されたとのことであり、その点に関しては県警察の調査結果とそぞが生じているものではございません。

他方で、中間報告におきましては、鑑定結果が検察庁に送致された件数につきまして、これまで県警察は十六件と示しておりましたが、警察庁の特別監察におきましては二十五件が認められたとのことであり、この点は数字に食い違ひが生じております。この点につきまして、私どもとしてもその事情を把握できていらない状況であります。いずれにいたしましても、今後、警察庁に十分確認し、その事情等をよく精査した上で、改めて御説明したいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員=今の時点では、十六件と二十五件、どうして食い違つたのかちょっと分からぬと。それから、資料はほぼ全て警察庁に渡しているので、今時点で確認のしようがないということなんですが、かなりの食い違いかなと思うんですよ。何でかなと私も思います。捉え方が違うのかどうなのかという

「ことだと思うんですが、これは今後、最終的な報告が出た段階でまたいろいろなことが明らかになってくるのかなと思うんですね。

特別監察への県警察の対応なんですが、どのように対応していくのか。今、真摯に対応していくということをいろいろ答弁いただきましたが、この特別監察の最終報告が警察庁から出されたときに、県警察に対しては何か義務といいますか、報告するような義務とか、そういうものが生じるのかどうか、どんな対応というのが一般的になつてているんでしょうか。

○中嶋警務部長＝最終的な特別監察が出された際に県警察がどういった義務的なものを負うかという話でございますが、一般論で申し上げますと、監察に対しては、再発防止等の措置を行つた上で警察庁に報告するようなことが求めら  
れております。

また、今回の事案に関しましては、るる御説明をさせていただいておりますが、県警察といたしましても、その結果について県民の皆様に丁寧に御説明したいと考えております。この説明のほうは特に義務とされているわけではございませんが、そういった形で対応してまいりたいと考えております。

以上でござります。

○中村委員長＝それでは、暫時休憩をしたいと思います。十五時二十五分をめどに委員会を再開いたします。

午後三時七分 休憩

午後三時二十四分 開議

○中村委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○徳光委員＝私が休憩に入るところを間違えてしまいました。すみません。警務部長にあと一問残つていましたので、よろしくお願ひします。

特別監察についてなんですが、今後の流れですね、これまでの答弁ではまだ数ヶ月みたいなことを言わっていました。今、中間報告が出て、まださらに続いているということなんですが、特別監察の今後の流れはどのようになるのかお尋ねいたしました。

○中嶋警務部長＝その前に、先ほど終了前にお答えした内容について若干訂正をさせていただきます。すみません。私のほうも質問の意図をよく飲み取れていなかつたので、申し訳ないです。

まず、先ほど特別監察への県警察への対応についてということで御質問いただいたと承知しております。

警察庁の行う監察に関する訓令第六条におきまして、「必要と認められるとときは、監察対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求める」ことができる。」こととされております。いわゆる義務でござります。

今回の警察庁の特別監察につきましては、先ほど申し上げましたとおり、十  
月八日以降、警察庁の調査チームからの幹部を含めた県警察の関係者からの聞き取り、関係資料や関係書類、関係するデータ等の提示といった、それぞれの求めに対して都度対応してきております。引き続き真摯かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○徳光委員＝ありがとうございます。また最終的な報告が出たときにはいろんな議論になるというふうに思いますが、その結果につきましては

それでは、佐賀県公安委員会について何点かお尋ねをいたします。

まず、佐賀県公安委員会の役割についてなんですが、都道府県公安委員会は警察法第三十六条から四十六条にかけて規定をされております。

改めてのお尋ねになりますが、佐賀県公安委員会の役割をどう考へておられるかお尋ねいたします。

ただいま特別監察の今後の流れについてという御質問をいただきました。引き続きお答えさせていただきます。

警察庁の特別監察の今後の流れについては、警察庁によりますと、DN A型鑑定の実施体制とその実施状況、不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策という二つのカテゴリに分け、順次確認作業及び業務上の問題点の抽出を行い、それらを踏まえた原因分析、再発防止策の検討を行い、監察結果を取りまとめた上、県警察を指導するということとなるものと承知しております。

県警察は、受監する立場でございますので、特別監察について今後の具体的な予定、特に終了時期などにつきましては私どもとして分かりかねるところでございますので、お答えすることができます。

実際、先日、十一月二十七日に警察庁より中間報告が示され、同日、警察庁においてその内容が広報されでございますが、県警察に対して通知があつたのはその当日の午前中のことでございました。

いずれにしましても、引き続き特別監察に対して真摯に対応してまいりたいと思います。

また、重ねてのお答えとなり恐縮でございますが、その結果につきましては県警察としても県民に対しても丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございます。また最終的な報告が出たときにはいろんな議論になるというふうに思いますが、その結果につきましては

それでは、佐賀県公安委員会について何点かお尋ねをいたします。

まず、佐賀県公安委員会の役割についてなんですが、都道府県公安委員会は警察法第三十六条から四十六条にかけて規定をされております。

改めてのお尋ねになりますが、佐賀県公安委員会の役割をどう考へておられるかお尋ねいたします。

てお答えいたします。

これまでも御説明申し上げていましたが、公安委員会は、住民を代表し、警察行政の民主的運営を保障し、また、独立の合議体としての中正な運営により、政治的中立性を保障するという趣旨の下、県警察を管理するために設置されている機関です。

公安委員会におきましては、運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督など、多くの行政事務を処理するとともに、県警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議などの場で警察本部長等から報告を受け、指導することにより、県警察を管理しております。

○徳光委員＝ありがとうございます。

私も、今回の事例を受けて、警察法の逐条解説といいますか、分厚いやつを幾つか読んだりしたんですね。その中で都道府県公安委員会の監察の指示等という条文がありました。これについてお尋ねをしたいと思うんですが、警察法第四十三条の二に、県警察の事務または県警察の職員の非違に関する監察について必要と認めるときは指示ができるというふうに規定をされています。

全国を含めてこの条文に沿った監察の指示というのはされた事例があるのかどうか、まず、この点についてお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝御質問い合わせました監察の指示の事例につきましてお答えいたします。

監察の指示とは、警察法第四十三条の二の規定に基づき、県公安委員会が県警察に対し、具体的または個別的な事項にわたり監察についての指示を発することにより、県警察に所要の観察を実施させることができるのです。

本県におきましては、過去に県警察に対し、監察の指示を発した例はありません。

他県の状況について申し上げますと、警察法に監察の指示に係る規定が設けられて以降、これまでに公安委員会により監察の指示が発せられたのは全国の都道府県で四件と承知しています。平成十三年から十六年にかけて、神奈川県、奈良県、北海道及び福岡県において、それぞれ県公安委員会及び道公安委員会から、県警察及び道警察に対し、監察の指示が発せられた例があるものと承知しております。

以上です。

○徳光委員＝全国的に四件あるということで、これも県警察に監察を指示できる、それから、委員の一人がそこに関わることができるといったような規定があるというふうに承知をしています。

それじゃ、佐賀県公安委員会として、この警察法第四十三条の二に規定されています監察の指示等について、今回の事例で検討をされたのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝御質問い合わせました監察の指示についての公安委員会での検討状況につきましてお答えいたします。

公安委員会での議論の詳細についての言及は控えますが、今回の事案にて県警察からは、最初の報告以降、累次にわたり調査の状況や再発防止策の検討状況などの詳細な説明が行われ、また、県警察において私ども公安委員会からの指導や指摘に対し、都度の対応や説明が迅速になってきたところであり、監察の指示を発する必要があるとの判断には至りませんでした。

先ほど県警察から答弁がありましたように、今回の事案に関しましては、現在、警察庁による県警察に対する特別監察が継続している状況ですので、公安委員会としましては、まず、その状況を注視したいと、そのように今現在考えているところです。

ただ、おっしゃるように、私ども一応検討をした、そういうあれはあります

す。

以上です。

○徳光委員＝検討をされたけれども、県警察のほうからかなり詳しく述べて、数次にわたりたつて説明もあつたし、それについて協議をしたので、そこまでは至らなかつたということだと思うんですね。

次に、国家公安委員会との連絡についてなんですが、これも警察法第三十八条第六項において、県公安委員会は、都道府県公安委員会はということなんですが、国家公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならないというふうに規定をされています。

これは相互に独立した機関であるものの、警察を管理するという職務の性質からして、相互の連絡を密にして意思の疎通を図り、任務の遂行が円滑に行われるようという趣旨で規定されたものであります。

定例的な同席した会議とか、そういうものもあるようですが、今回の不正事案に関して、佐賀県公安委員会は国家公安委員会などのように連絡を密にして意思疎通を図ってきたのかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝県公安委員会における国家公安委員会との連絡の状況につきましてお答えいたします。

毎年、全国公安委員会連絡会議であるとか、九州管区内の公安委員会連絡会議といった場におきましては、もちろん国家公安委員会の委員や他の都道府県の公安委員会の委員との間で、様々なテーマについて討議や意見を交換する機会が設けられております。

本年十一月四日に鹿児島県で開催されました九州管区内公安委員会連絡会議、それから同じく十一月十七日に東京都内で開催されました全国公安委員会連絡会議に私自身それぞれ出席してまいりました。それぞれの会議の場におきまして、私が今回の方案に関する佐賀県公安委員会の対応状況等についてお示し

し、国家公安委員会の委員とも特別監察に至るまでの経緯などについて直接やり取りさせていただきました。引き続き佐賀県公安委員会としてその役割をしっかりと果たすためにも、国家公安委員会の委員や他県の公安委員会の委員の方々との連絡を大切にしてまいりたいと思っております。

以上でござります。

○徳光委員＝九州での会議とか全国の会議があつた折に説明をされて、意見交換をされたということで、当然それも重要だというふうに思っています。ただ、最初に言いましたとおり、佐賀県警だけの問題ではなくて、全国的な問題、大変重たい問題になつているんですね。だから、やっぱり必要に応じて国家公安委員会とも活発に私は連絡をし合いながら、まさに今、特別監察が行われている最中ではあるものの、やっぱりその辺は必要だと思ひますので、三人の県公安委員の皆さんで少しその辺も議論されて、連絡を取るということも必要だというふうに思ひますので、その点は三人で話したりしてぜひ検討していただきたいというふうに思つています。

それじゃ、第三者による調査についてお尋ねをいたします。

他県の弁護士会長の談話等でも第三者による調査を求めています。私もこれまで、質問でも第三者による調査が必要だということを再三申し上げてまいりました。改めて第三者による調査について、今現在、必要性を感じているのかどうかお尋ねをいたします。

○岸川公安委員長＝先ほど御答弁申し上げましたように、公安委員会は住民を代表する者によって構成されており、佐賀県公安委員会は現在、法曹界、経済界、教育界、それぞれ一人、県警に対して第三者の立場として合計三人の委員により構成されております。

そして、今回の事案に関しましては、本年一月から合計して十五回にわたり定例会議や臨時会議の場におきまして、県警察から事案の調査状況や再発防止

策の検討、実施状況の報告や説明を受け、三人の委員がそれぞれの経験や知見、それぞれの視野や考えに基づき議論を重ね、県警察に対し指示や指導を重ねてまいりました。

今回の事案に関しては、私ども三人のみで議論を続けたことも何度もありました。私どもとしては、公安委員会としてのその第三者の立場から、今回の事案に関しましても県警察の調査状況や再発防止策の実施状況などについて必要な確認を行つてきたものと考えております。

ただ、繰り返しなつて大変恐縮ですけれども、今回の事案に関しましては、現在、国家公安委員会の指導の下、警察庁による県警察に対する特別監察が継続している状況ですので、公安委員会としましては、やはりその状況を注視したいと、今現在思つてゐるところでございます。

以上です。

○徳光委員=今の答弁の受け止めですと、今、特別監察も実施中なので、それを見ながらというような感じでも受け止められたんですが、ちょっとその辺、今、特別監察が実施されているので、今の時点で第三者が必要だというふうにはなかなか答弁しにくいのかもしれません。今の時点で、それをいふと。

九月議会の富田議員の一般質問での答弁の中でも、公安委員会はいわば第三者的な立場から警察を管理している機関ですよということで、第二者的な立場というふうに答弁されているんですが、この第三者的な立場というのは今現在どんなふうに受け止められていますか。

○岸川公安委員長=第三者的立場、公安委員会は独立の合議体ですので、県警察を第三者の立場から管理する機関であるものと受け止めております。

私ども、それぞれ公安委員会は、公安委員につきましては、県議会の同意を得て、知事から任命されております。そして、その選任の手続におきましては、県警察は一切関与していないものと承知しております。

なお、私どもは、県警察の様々な業務を十分に理解するために、平素より警察署をはじめ、各地の警察施設を訪れ、多くの警察職員とのやり取りをしております。しかしながら、私どもは、公安委員会として議論し、討議するに当たっては、当然ながら県警察とは一線を画す、その姿勢を大切に堅持しております。そして、私どもの公安委員会としての議論や検討の上での自らの判断や方針に基づき、県警察に対し指示や指導を重ねてきております。

引き続き私ども公安委員会としては、公安委員会が県警察に対する第三者の立場にあることをしっかりと自覚し、その上で公安委員会としての責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○徳光委員=九月議会の答弁の中でも、例えば、警察には席を外してもらつて、公安委員三人だけで議論したこともありますというふうに答弁をされています。今の答弁ですと、警察と密接な関係があるという意味ではなくて、独立した機関でしつかりやつていると。そういう意味で第三者的ということを言われていると思うんですね。

確かに警察法の解説とか見てみると、民主的な運営を保障するとか、独立的とか中立的なというようなことは結構出てきて、第二者的と出てくるのは、先ほど質問しました第四十三条の二、監察の指示等のところに解説書初めて第三者的な立場でやるんだというのが出てくるので、何かこう、そこだけ出てくるので、私もちょっと気になるところなんですね。

そうは言われましたが、私がそれでも第三者による調査が必要だと言う理由は二つです。それを今から一つ一つ質問いたします。

一つは、重大な事件への対応について、事案への対応についてなんですね。日常的な事案については、佐賀県公安委員会が県警察から報告を受けて指摘とか指示をするというのは当然だと思っています。しかしながら、今回の不正

事件というのは、全国の科学捜査研究所等にも関わる大変重要な問題であり、

そのため、単に県の公安委員会だけではなくて、やっぱり第三者による調査が必要ではないかというふうに考えるのが一つ目の理由なんですね。これについてはどのように思われますか。

○岸川公安委員長＝御質問いただきました、今回の事案は重大であり、第三者による調査が必要ではないのかとするお尋ねにつきましてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、今回の事案については、公安委員会としましても、県民の県警察に対する信頼を大きく失墜させる、本来、厳正であるべき鑑定業務の信頼性を大きく損なう重大かつ深刻なものであると認識しております。

そのために公安委員会におきましては、先ほどから御答弁申し上げたように、第三者の立場から県警察に対し指摘や指導、提言を重ねてまいりました。また、それに加えて、県警察が県警察以外からの視点を取り入れる必要があると考えて外部からの指導を求ることとし、十月二日、その旨を含め、警察本部長に對し提言を示しました。

そしてまた、今回の事案に関しましては、現在、国家公安委員会の指導の下で警察庁による県警察に対する特別監察が継続しております。そして、この警察庁による特別監察におきましては、県警察によりますと、県警察に対し科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を含めたチームが派遣されている。また、鑑定の実施状況の確認は、DNA型鑑定に関する外部の有識者の方々の意見も踏まえた手順で行われるものと聞いております。

公安委員会としましては、本当に繰り返しとなり恐縮ですけども、この特別監察の状況をしつかりと、まずは注視したいと現段階では考えているところでございます。

以上です。

○徳光委員＝じゃ、一つ目の理由なんですね。佐賀県公安委員会の会議録につ

いてなんですか。

佐賀県公安委員会が第三者的立場でこの不正問題を審議し、必要な指摘や指導などを行つてるので、新たな第三者による調査は必要ないというふうに、これまでもそういったニュアンスで答弁をされていいるというふうに思つています。

しかし、佐賀県公安委員会の会議録については、佐賀県公安委員会運営規則の第九条で定められていますけれども、公表された会議録は全く具体的ではありません。どのような議論がされたのかというのが全く見えない。これでは、いや、第三者的な立場でしつかりしてきましたし、指導もしたし、指示もしたしというふうに言うんですが、どの部分に対しどんな指示をしたのか、どんな議論をしたのかというのが全く明らかになつていません。

この会議録の公表の在り方については、またその後質問をしますけれども、公安委員会の方は、信頼は当然私もしています。当然、議会で承認された三人の委員の方ですし、そうなんですが、会議録を見る限り、あまり具体的に全然出てこないので、私たちも本当に第三者的な立場で審議をされたのかというのが検証できないんです。だから、改めてやっぱり第三者による調査というが必要だというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○岸川公安委員長＝公安委員会の会議録につきましては、佐賀県公安委員会運営規則に基づき、公安委員会補佐官室において会議録が作成され、後日、公安委員会のウェブサイトにおいてこれを公表しております。

なお、今回の事案に関しましては、公安委員会としてはその重大性や社会的な反響などに鑑みまして、県民の皆様に対し公安委員会としての認識や考えを表明することとし、九月二十九日には「公安委員会コメント」を発出し、公表しております。

また、県警察に対し累次にわたり行つてきておりました指示や指導につきま

して、その内容をより明確に示すとともに、引き続き都度の状況報告を求める

ため、十月二日、「DNA型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言」と題する文書を取りまとめ、警察本部長に示し、公表しております。これらはいずれも公安委員会のウェブサイトに掲載しております。

公安委員会の会議録に関しましては、これをどの程度まで詳細なものとすべきであるかという点につきまして、議論の内容ができるだけ広く県民の方々に理解いただく、そのために、より詳細なものにすべきという考え方の一方で、議論の内容が個別の事件や対応に係るもの、このようなものに及んだ場合は、関係者のプライバシーをはじめ、公開になじまない内容を含むおそれがあるといたします。御指摘につきましては、しっかりと受け止めさせていただきたいと考えております。

県民への説明という点は非常に重要なものと考えております。  
公安委員会としましては、今回の事案に関しまして、先ほど申し上げたような対応を講じたように、引き続き公安委員会の考え方や認識、対応などについて広く県民に対して公にすべきと考えるときは、その都度適切に対応してまいりたいと考えております。

○徳光委員＝公安委員長に最後、あと一問だけちょっと質問したいんですが、九月議会で、公安委員長も一般質問の答弁に立たれております。その答弁の中で、「私どもの指摘や指導の内容は、その都度、様々ではありましたが、特に、

調査に当たっては、その方針や調査状況について、公安委員会に定期的に説明し、指示を仰ぐこと。調査体制を構築し、捜査や公判への影響の有無を含め、疑惑のないよう徹底した調査を尽くすこと。調査に合わせて、再発防止策についても、真に実効あるものとなるよう徹底して検討することなどは、県警察に

対し、複数回にわたり強く指示してまいりました。」ということなんですね。

これはやっぱり県警が行つた調査に対し、それを詳しく説明を受けているんな指摘や指示をしたということだと思います。ただ、私は、第三者による調査ということを言つているんですが、公安委員会の皆さんは当然、真摯に議論、協議をされて、適切な指導や指示を行つているというのは理解できます。しかし、あくまでも県警察が行つた調査に対する指導や指示であると思うんですね。だから、それは調査であると私は言えないのではないかと思うんです。だから、改めて第三者による調査をするべきではないかと考えますが、最後、公安委員長にこれを質問いたします。

○岸川公安委員長＝最後の質問にお答えしたいと思います。

公安委員会がこれまで第三者の立場から本件について確認を続けて指導や指摘を続けてまいりましたのは、これまでもずっと御説明をしたとおりです。

いずれにしましても、やはり今この時点におきましては、警察庁による特別監察が継続中であり、本件につきまして、より高い専門性を備えた確認が続いているものと認識しております。こういった状況下におきましてお尋ねについて、これ以上のお答えは、いたしかねるところでござります。

いずれにしましても、公安委員会としまして、この状況を注視してまいりたいと考えておりますし、また、その中で必要がありましたら県警察に対し確認し指導してまいりたい、そしてまた、説明責任も果たしたいと、そのように思つております。

以上です。

○徳光委員＝公安委員会はやっぱり県警察を管理下に置かれるということなので、いろいろ調査をするということとやっぱり少し差があるよう思うんですね。三名の方は当然、見識も知見もすばらしいものをお持ちの各界から三人選ばれていますので、それはもう真摯に議論されているというふうには思う

ですが、今回やつぱりDNA型鑑定の不正の問題とか、あるいは組織的に見てどこに問題があつたのかというのをやつぱり指摘をすると、それを調査するということになると思うんですね。だから、県の調査だと、県民にとつてみると、やつぱり身内による調査じやないのというふうに受け止められてしまうと思うんです。だから、それに対して県の公安委員会の方が、本当に眞面目に真摯にやつぱり第二者による調査というのが一番県民の方に受け入れられる調査ではやつぱり第二者による調査というのが一番ふうに思つています。

今、警察庁の特別監察が行われていますので、これが終わった段階でまたいろいろな議論が起つてくるというふうに思いますので、そのとき、またいろいろ質問等もしたいというふうに思つています。

先ほど公安委員長から、佐賀県公安委員会の会議録の在り方について、三大职业イバシートとかもあるからということを言されました。確かにそだだと思ひますが、この会議録の公開方法、今の会議録の公開方法ではなくて、もう少し審議内容が確認できるような会議録を公表すべきではないかなというふうに思つていますね。

私も県公安委員会のホームページを見まして、それぞれ定例会とか臨時会があつて、暫定に公表されているのは項目だけですね。確定した項目があつて、これは十月九日なんですが、（資料を示す）委員長がどういう挨拶を行つたとか、報告事項は九月定例県議会の結果について報告があつたとか、一齊立ち入りの検査がありましたとかということだけで、それに対して委員からこんな意見があつたというのは、確かに書かれてはおるもの、今回のようなものに対して具体的にどんな議論がされたというのが全然明らかになつていません。当然、九月八日に公表されたので、その前の分は明らかになつていません。その後のやつは、ほぼ再発防止につい

てどんなふうな意見が出たということですつとやられているということなんですね。

だから、今のような会議録の公表の在り方というのは、私は変えるべきではないかというふうに思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○高森総務課長＝公安委員会の会議録の在り方についてお答えします。

現在、公安委員会の会議録につきましては、公安委員会の会議が開催された都度、警察本部の公安委員会補佐官室におきまして、その案を作成し、公安委員会の確認を経て、公安委員会のウェブサイトに公開するという手順によつております。

公安委員会の会議録について、これをいかほどまでに詳細なものにするのかといった点につきましては、公安委員会としての御判断によると承知しております。私どもとしましては、今回いただきました御指摘も踏まえまして、公安委員会の考え方や意向についてよく確認させていただきたいと考えております。以上でござります。

○中村委員長＝公安委員長ありますか。

○岸川公安委員長＝先ほど総務課長のほうからもありましたように、私どもの会議の会議録というものは先ほどの手順で公表されております。委員のほうからも御指摘がありましたように、これからまた検討していきたいとは思つておりますが、九月八日に公表されたその以前というものは、ニュースで皆さんに公表される前のことになりますので、どうしてもそこまで詳細にということはあり得なかつたと思います。

以上であります。

○徳光委員＝改めて確認します。

今、公安委員長、九月八日に公表される以前の分については会議録で公表されていないということで、ただ、本部長の答弁とか公安委員長のこれまでの答

弁からすると、少なくとも一月には公安委員会にこの不正事案について報告をして、公表されるまでは七回議論をされたということのように答弁から察することができます。私も今年一月から九月、最近のやつまで公安委員会のホームページにある会議録の概要をずっと見たんですが、当然、九月八日の前までは全然触られていません。当然、公表もしていなかつたし、そういうことだと思います。九月八日にそういった報告があった、九月十四日に懲戒処分が実施されたということ、これは臨時会だつたかな——ということとして、それは会議録に載つているんですね。

だから、九月八日公表する前までの公安委員会で、この事案については七回にわたつて議論されたということですが、その分については、今の公表の仕方も含めて全然公表されていないというふうに受け止めていいでしようか。

○中嶋警務部長＝公表する前の会議録の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、前提でございます公安委員会の会議録につきましては、例えば、人事

案件など個人が特定されるおそれがあるものや、対応が継続中であつたり、確認や調査が続いているものなどの中途なもの、今回はこれに当たりますが、こういったものが含まれることから、全てを公表しているものではございません。

御指摘いただいた会議録の公表に関しましてお答えいたしますと、確定されていらない情報を公開することは、場合によっては県民の誤解や臆測を招き、かえつて県民の間に混乱を生じさせるおじかねることから、こうした事情を考慮の上、慎重に判断する必要があるものと承知をしております。いず

れにしましても、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○徳光委員＝引き続き丁寧に対応ということなので、この際質問すると、九月

八日に公表されるまでの七回の審議については全然審議内容を公表されていな

いと。それ以降については、再発防止策について報告を受けて、こうしなさいよ、これはこうじやないのというのは公表されている。それで、ここに至つて、私は七回議論された分の会議録はぜひ公表していただきたいと思うんですよ。

今、警務部長がおつしやつたように、プライバシーとか、いろんなものに関する分は当然、公表できないというのは分かりますけれども、例えば、警察内部で七年間も分からなかつたチエック機能というのがどのように機能していくかたのかとか、七回もやられているので、いろんな議論が多分されたと思うんですよ。だつたら、今現在、公表できる範囲で公安委員会の中で公表——九月八日に不正事案が公表される前までどんな議論をしたんだということはぜひ公表していただきたいと思うんですよね。そうしないと、私たちは知るすべがないんですよ。きちんとやつているのは分かります。ただ、きちんとやつていてますと言うだけでは、先ほど言いましたように、九月議会で答弁されたように、指摘をしました、指示をしましたということにすぎないわけです。それはどうですか。

○中嶋警務部長＝お答えいたします。

徳光委員からの御指摘を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

どのような形で、また、どのタイミングかというのも含めてになりますが、御意見を重く受け止めまして、県警察としてどういった形ができるか、ちょっと検討させていただければと思います。

以上でございます。

○徳光委員＝ぜひよろしくお願ひをします。

それでは、今後の再発防止の取組なんですが、再発防止に向けて、これまでどのように取り組んできたのかお尋ねをいたします。

○中嶋警務部長＝再発防止に関するこれまでの取組についてお答えをいたしました。

再発防止策につきましては、県警察におきましては、十月二日に公安委員会から示された「DNA型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言」も踏まえまして、各種の取組を進めております。既に説明させていただいている内容と一部重複するところもありますが、これまで取り組んできた状況について御説明をいたします。

再発防止策は、大きく分けまして、科学捜査研究所に関するものと全職員に対するものがございます。

まず、科学捜査研究所に関するものといたしましては、今回の事案を受けまして、鑑定作業のチェック機能をより強化することとし、鑑定作業の中の重要な各段階において担当上司が担当者の作業に立ち会い、複数の目でチェックする、既にそういった仕組みとしております。

そして、科学捜査研究所の体制をより充実させることとし、令和八年四月にDNA型鑑定の担当者を新たに二人配置するため、先般、十一月二十二日に志願者の面接試験を行うなど手続を進めています。

また、鑑定担当者の事務作業負担を軽減するため、十一月より、鑑定資料の受付やデータの入力等を行う担当職員を新たに配置しております。

さらに、科学捜査研究所内の業務フローを整理いたしまして、鑑定担当者がより鑑定に専念できる体制を構築するという観点から、警察署との連絡調整窓口を設置しております。

警察本部に勤務する職員に対しましても、私や首席監察官等が本部所属の幹部を対象に、業務管理、人事管理、公文書管理などについて指導を実施しております。今月にも改めまして警察本部の各所属に追加的に指導を行うこととしております。

十月九日には警察署長会議を開催いたしまして、本部長から、警察署長はじめとする県警察の幹部職員に対し、県警察に対し多くの方々から厳しい指摘がなされていることを真摯に受け止め、再発防止を徹底すること、幹部職員はもちろんのこと、一人一人の職員が日々の職務にしっかりと取り組み、県民の期待と信頼に応えていくことなどを訓示し、私や首席監察官、刑事部長からも関連する指示を行っております。

また、本事案を受けて職員一人一人の倫理感の涵養を図ることを目的に、警察署や警察本部の各所属におきまして少人数ミーティングを実施してきており

また、十月二十日には、福岡県警察の科学捜査研究所の管理官により、県警察の科学捜査研究所の職員に指導をいたいたほか、今月十七日及び十八日には、法医鑑識部門の警察庁指定広域技能指導官を招致いたしまして講義をいただくこととしております。

さらに、外部の有識者からの指導をいたぐため、十一月二十五日、法医学における遺伝子多型解析の分野に造詣の深い日本医学会の前理事長である久留米大学医学部の神田芳郎教授をお招きし、科学捜査研究所の職員を対象に鑑定人としての倫理観について教養を実施していただきました。

続きまして、全職員に対するものでございますが、全警察署に対する巡回指導を実施しております。首席監察官等が、八月、九月に二度にわたり全警察署を巡回し、幹部を対象に指導を実施しておきましたが、今回、その浸透状況を確認することとし、改めて十一月から十一月にかけて再度全警察署を巡回中でございます。

警察本部に勤務する職員に対しましても、私や首席監察官等が本部所属の幹

ます。

さらに、捜査書類をはじめとする公文書の作成や管理手続等について理解、認識を深めるため、警察本部や各警察署の担当者を対象に公文書等の適正な管理に関する研修会を実施しております。

加えまして、県警察の外部の方からの指導を得るため、十一月六日、警察本部の幹部職員や警察署長等を対象に、コーチング技法等による人事管理を専門とする社会保険労務士の方によるマネジメント研修を実施しております。

こういった再発防止策の実施状況につきましては、随時、公安委員会に報告、説明しております。公安委員会からの指摘や指導、提案も踏まえまして、これが真に実効性のあるものとなるよう、引き続き不断の改善、修正、追加を図つていきたいと考えております。

以上になります。

○徳光委員＝それじゃ、今後、再発防止に向けてどのように取り組んでいくのか、今考えられていることについて答弁をお願いします。

○中嶋警務部長＝今後の取組についてお答えいたします。

再発防止のための各種の施策につきましては、これまで取り組んできたもの、今後予定しているものにつきましては、今申し上げたとおりでございます。現在、警察庁による特別監察がなお継続中でありますが、その結果を待つことなく、こういった施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、他県警の手法を参考にしたり、警察庁からもアドバイスを得たりするとともに、繰り返しとなります。これからもその状況により追加すべきもの、修正すべきものがございましたら、その都度、柔軟にしっかりと検討し、措置し、真に実効あるものとしてまいりたいと考えております。

そして、その経過や状況等につきましては、このような場も通じまして広く御説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員＝それでは最後に、信頼回復の取組についてお尋ねをいたします。当然、再発防止について全力で取り組んでいくことは大切なことです。が、それと同時に、やっぱり県民の信頼を取り戻すということも大変重要な県警察の責務であるというふうに思っています。

九月定例議会で私一般質問をしまして、再質問の中で、昨年十一月定例議会の一般質問で着任所見を問われた際の福田警察本部長の答弁を引用しております。

す。

それは、「本年の警察の運営方針は、『県民の期待と信頼に応える力強い警察』」、「全ての前提として、県警察職員がそれぞれの持ち場で士気高く職務に取り組むことができるよう、十分に配慮したいと考える」、「いかなるときでも職員と共に知恵を出し合い、力を合わせて県民の期待と信頼に応えてまいりたい」というものでありました。

最後に改めて、県民の信頼の回復に向けてどのように取り組んでいくのか、福田警察本部長の答弁を求めたいと思います。

○福田警察本部長＝信頼回復に向けた取組について御説明します。

改めまして、今回の事案は県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、私は県警察の責任者として大変に申し訳なく思っております。また、冒頭申し上げましたとおり、県議会において決議が採択されましたことは非常に重く受け止めております。

その上で信頼回復に向けた取組についてですが、まずは重ねての御説明となります。が、現在続いております警察庁による特別監察につきまして引き続き真摯に対応してまいります。

今回の事案につきましては、当該職員による不適切な取り扱いにより、その後の捜査や公判への影響がなかつたかという点が、慎重な評価を要する最も重

要な点であるものと考えております。

そして、この特別監察におきましては、警察庁において、京都大学や名古屋市立大学のDNA型鑑定分野における有識者の方々の意見も聞きながら、また、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家も加わる合計二十名以上の体制により、改めて一つ一つの案件が徹底的に精査、確認されているものと承知しております。引き続き真摯に誠実に対応したいと考えております。

そしてまた、特別監察につきましては、先般の中間報告がなされたときの対応と同様に、今後、結果の取りまとめなどの連絡があつたときは、県警察とともに県民の皆様にその状況を丁寧に御説明したいと考えております。

他方で、これは当然のことですが、県警察として特別監察の終了を待つことなく、再発防止策に取り組みます。詳細は今、御説明したとおりですけれども、できることから順次対応を講じ、既に多くの措置を実施しております。

引き続き公安委員会からの指導、警察庁からの助言や他の県警察からの支援も得ながら、より実効性を高めるため、幅広く検討し、柔軟に措置し続けたいと考えております。

そして、こうしたことに併せ、職員一人一人がそれぞれの持ち場で日々の警察活動にしつかり向き合い、しつかり取り組み続けること、これが県民の期待と信頼を回復する道であると考えております。

今回の事案を受けまして、多くの方々から厳しい御意見や御指摘をいたしております。大変に申し訳なく思っております。警察活動は、県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものであると考えております。

県警察として信頼を回復するため取り組むべきと考えることは申し上げたおりですが、引き続き日々の警察活動にしつかり取り組み、種々の対応や措置に当たり、私は警察本部長として責任を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員=ありがとうございました。県民の信頼を取り戻すためには、警察職員の方は、やっぱり日々の職務の中でしつかり県民との信頼関係を築いて取り組んでいくことだというふうに思いますし、幹部の皆さんは今回の問題で再発防止策にしつかり取り組んでいくことが重要だというふうに思っています。

特別監察の最終的な報告が出たり、あるいは先ほどお願いをしました公安委員会での議論の内容の会議録がどういう形になるかは別にしろ、幾らか示していただけたと、いうふうに思いますので、その点を踏まえてまた今後の議論につなげていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○中村委員長=暫時休憩をいたします。副委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後四時十六分 休憩

○徳光副委員長＝委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質問される委員は、議案の名称等を述べた上で質問をお願いいたします。

○中村委員＝自民党の中村でございます。もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

予算説明書の三十四頁、八十七頁、八十九頁のNHK受信料、合計二千九百四十万三千円について質問をさせていただきたいというふうに思います。

私自身、放送法の第六十四条ですか、放送を受信することのできる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結しなければならないということについては理解をしているつもりでございますし、ただ、県民の率直な思いとして、全然使っていないテレビについても、全部何十台も受信料を払わなきやいけないのかという、それも税金だぞという県民の思いにもやはり代弁しなきやいけないという思いで少し質問をさせていただきたいと思いますし、また、別の観点から申し上げると、この総務常任委員会の理事会で、事前に確認をした質問者以外に議案についてのみ質問していいよと、委員会の議論をより活性化させるためにそうしましようねという提案した者としてその制度を一度使わせていただきたいという思いもあって質問をさせていただきたいというふうに思います。

今はモニターとしてしか使っていないものも購入当時はテレビとして使っていたのかもしれないなという思いがあります。また、カーナビも全部で百八十五台、カーナビが、いわゆるナビとして使っていたのが百七十六台、災害時の対応テレビとしても使っていたのが九台ということで、この百七十六台のほうについても、例えば、約束の場所に行って、その約束の前の三十分前に到着しましたと。駐車場でその時間調整をしましようというときに、テレビを見ていましたか、NHKを見ていなかつたかというと、どうなんだろうなという思ひもあります。そういったことがあれば、払うのも仕方ないなというふうに私も個人的に納得ができるんですが、例えば、絶対にNHKは視聴していないという言い切れるカーナビとかテレビとかはあるんでしょうか、お尋ねします。

○金丸総務部副部長＝いつから支払っていないのかということにお答えしたいと思います。

全庁調査をした結果、一番古いので昭和六十一年四月から設置していたtele

ビがございました。

以上でござります。

○中村委員＝ありがとうございます。

ちなみに、今回二千九百万円ちょっとの中には延滞金が含まれているのかどうかお尋ねをいたします。

○金丸総務部副部長＝そもそも契約をしていないので、延滞金は発生しております。

以上でござります。

○中村委員＝なるほど理解をいたしました。

次に、モニターについて、これはテレビについて、全部で四十六台あるんですが、テレビとして利用していたもの四十台、モニターとして利用していたもの六台というふうに理解をしています。

今はモニターとしてしか使っていないものも購入当時はテレビとして使っていたのかもしれないなという思いがあります。また、カーナビも全部で百八十五台、カーナビが、いわゆるナビとして使っていたのが百七十六台、災害時の対応テレビとしても使っていたのが九台ということで、この百七十六台のほうについても、例えば、約束の場所に行って、その約束の前の三十分前に到着しましたと。駐車場でその時間調整をしましようというときに、テレビを見ていましたか、NHKを見ていなかつたかというと、どうなんだろうなという思ひもあります。そういったことがあれば、払うのも仕方ないなというふうに私も個人的に納得ができるんですが、例えば、絶対にNHKは視聴していないという言い切れるカーナビとかテレビとかはあるんでしょうか、お尋ねします。

○金丸総務部副部長＝基本的には視聴はしていないとは思うんですけども、その当時から実際に全く見ていないということを立証できるものはございません。

以上でございます。

○中村委員＝もう絶対に見ていないというふうに御答弁をいただくと、その分については何とか交渉できないかというような思いにもなるんですけども、そのように今のような答弁をいただきましたので、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

今日、最初に江口委員のほうから、全国知事会などを通してというようなお尋ねもございましたけれども、県が行わってきた一対一のNHKとの協議ではなくて、全国の自治体、たくさんあるというふうに答弁もいただいていました。一緒にあってNHKと協議や交渉を行えば、その受信料制度の見直しがより進んでいくんじやないかというふうに思いますが、その御答弁を求めて私からの質問とさせていただきます。

○金丸総務部副部長＝この件につきましては、NHKと協議を重ねて様々な議論を行つてまいりました。

江口委員さんにも申し上げましたけど、例えば、公用車のカーナビですけれども、テレビ視聴を目的としているものなので、受信契約の対象外ではないかと主張をしてきました。

また、そういう疑問点があればその都度確認をさせていただきまして確認をした結果、また新たな疑問点が出れば再度確認、そういうものを何度も繰り返して県としてできる精査、確認を整理してまいりました。

ただし、それをやつたとしても、徴収対象が明確でない、事業者に対するきちんとした事前の説明がない、いかがなものかというところはござります。

一方で、やっぱり徴収ルールというのは徴収ルールなので、支払うこととして今回補正予算を提出してしまったが、やはり現行の受信料制度には見直すべき点があることから、予算の提出の前に放送受信料の徴収対象を明確にすること、放送受信料徴収については、あらかじめ事業者に対して明確な説明を行い

事業者から理解を得ておくこと、視聴を目的としない機器は放送受信契約対象外となるよう制度の見直しを行うことの三点について厳格にかつ速やかに対応するよう申し入れました。

この件につきましては、県としてできる」と、なすべきことはやれたんではないかと思つています。

繰り返しになりますけれども、県としては現行のルールにおいて受信料制度を見直すべき点があつたことから、既に申し入れを行つています。まずはNHK自身が速やかに県の申し入れ事項等を踏まえて対応すべきなものと考えております。

最後に、江口委員も、先ほど中村委員からも、知事会の話が出てきました。確かに岐阜県知事さんが知事会で発言をされております。

その一方で、実際に正式な議論を行う場である知事会の中に委員会ございますけれども、この委員会ではまだ議論をされていない状況です。

こうしたこともありますので、知事会における動きは今後も注視してまいります。

以上でございます。

○徳光副委員長＝暫時休憩します。

委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後四時二十四分 休憩

午後四時二十五分 開議

○中村委員長＝委員会を再開いたします。

これで質疑を終了いたします。

なお、明日十日は午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論、採決を行います。

午後四時二十六分 散会

速記者 田 中 涼 子

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。